

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等
整備・運営事業
環境影響評価方法書

要約書

令和7年9月

忠岡エコサービス株式会社

-目 次-

第1章 事業者の氏名及び住所.....	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容.....	2
2-1 対象事業の名称.....	2
2-2 対象事業の目的.....	2
2-2-1 事業の目的.....	2
2-2-2 事業計画策定の経緯.....	2
2-2-3 事業の検討.....	3
2-2-4 環境配慮の内容.....	5
2-3 対象事業の内容.....	11
2-3-1 事業の種類.....	11
2-3-2 事業の実施場所.....	12
2-3-3 処理する廃棄物の種類.....	14
2-3-4 施設の規模.....	14
2-3-5 施設の計画.....	15
2-3-6 施設の配置計画等.....	20
2-3-7 廃棄物処理の運用.....	20
2-3-8 運行計画.....	21
2-4 工事計画の概要.....	23
2-4-1 工事計画の概要.....	23
2-4-2 工事車両.....	25
2-5 環境保全対策の実施方針.....	26
2-5-1 施設の存在・供用.....	26
2-5-2 工事の実施.....	28
2-5-3 解体工事中.....	30
第3章 環境影響評価を実施する地域.....	31
第4章 地域の概況.....	33
第5章 環境影響評価の項目の選定.....	40
5-1 環境影響要因の抽出.....	40
5-2 環境影響評価の項目の抽出.....	41
第6章 調査・予測及び評価の手法.....	44
6-1 現況調査.....	44
6-2 影響予測.....	54
6-3 評価.....	58
第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可.....	59

第 1 章 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 忠岡エコサービス株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役 久保 昭典

所 在 地 : 大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目 5 番 46 号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業

2-2 対象事業の目的

2-2-1 事業の目的

本事業は、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の三社から構成される事業グループとの間で締結した「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」（以下、「公民連携協定」という。）に基づき、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備・運営するものである。これらの施設を総称して、地域エネルギーセンターという。

本事業においては、一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取組み強化による循環型社会の実現をしつつ、エネルギー回収施設において廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画としている。発電した電気は事業所内で利用するとともに、余剰電力は地域において有効活用することにより、エネルギーの地産地消による自立・分散型社会の形成やエネルギーの脱炭素化を図り、災害時の復旧・復興に資する取組み等も推進することとしている。このようにエネルギー回収施設を地域のエネルギーセンターとして整備することで、「廃棄物エネルギーによる再生可能エネルギーを主体とした地域循環共生圏」の構築にも貢献できると考えている。

加えて、本事業は、令和6年8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」に掲げる「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」といった循環型社会形成に向けた中長期的な方向性に合致する事業であると考えている。

2-2-2 事業計画策定の経緯

本事業は、忠岡町との公民連携協定に基づき進めていく計画であるが、本協定締結に至った経緯を以下に記載する。

これまで忠岡町域から発生する一般廃棄物については、忠岡町新浜2丁目に設置されていた「忠岡町クリーンセンター」（以下「旧クリーンセンター」という。）で処理されていた。

旧クリーンセンターは、昭和61年に稼働を開始し、ダイオキシン類の対策や設備等の更新工事を行い稼働されてきていたが、老朽化に伴い維持管理コストが増大している状況であった。

一方で、旧クリーンセンターの運転管理契約が令和5年度末（令和6年3月）で終了する予定であったことから、以降のごみ処理手法について、忠岡町では、令和3年度から先進事例等を含めた検討が始められ、令和4年5月には検討のベースとなる「忠岡町一般廃棄物処理基本構想」を取りまとめられ、現状における町域の一般廃棄物処理状況を整理された上で、ごみ処理の課題を把握された。

令和4年度には、引き続き事業手法の実現性や効果等の観点から比較・検討を進められた結果、「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定された。

その後、議会説明及び住民説明が行われた上で、公募型プロポーザル方式による事業者選定を経て、令和5年1月の忠岡町議会臨時会において「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定」を締結することについて可決され、忠岡町として公民連携によるごみ処理を推進することの意思決定がなされた。

この議決を受けて、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス(現・有限会社ショウワメンテナンス)の三社から構成される事業グループとの間で「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」が締結され、公民連携によるごみ処理事業を進めることとなった。

令和5年3月には、大栄環境株式会社、有限会社松和メンテナンス(現・有限会社ショウワメンテナンス)、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との共同出資による新会社「忠岡エコサービス株式会社」(以下「当社」という。)を設立し、本事業を進めていくこととなった。

現在、旧クリーンセンターの運転は終了しているため、忠岡町域から発生する一般廃棄物については、旧クリーンセンターの敷地内に併設されていた忠岡町し尿処理施設を解体撤去した跡地に、当社が「ごみ中継施設」を設置し、令和6年4月より当該施設において受け入れを行っている。そして、当該施設で積み替え後、三重県伊賀市の大栄環境グループの廃棄物処理施設において処理されているところである。

2-2-3 事業の検討

当社は、「忠岡町一般廃棄物処理基本計画(改定版) 令和5年3月 忠岡町」及び令和5年2月8日に忠岡町と締結した「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」に基づき、事業を進める。

(1) 事業の実施場所

本事業の実施場所は、旧クリーンセンターが設置されていた忠岡町新浜2丁目である。

当地では、昭和61年に旧クリーンセンターが供用を開始し、令和6年3月末まで忠岡町域から発生する一般廃棄物を安定して処理されてきた実績がある。当地は忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれている。

また、廃棄物の搬入出を考えた場合、主要なルートとなる阪神高速4号湾岸線や大阪府道29号(大阪臨海線)から事業計画地までの間に住居等の立地がないことから、運搬車両の走行による環境影響を軽減することができる。

(2) 処理する廃棄物の種類

地域エネルギーセンターで処理する一般廃棄物は、忠岡町域から発生するごみ及び災害時に発生する災害廃棄物とし、産業廃棄物は、表2-3(P.14)に示す廃棄物とする計画である。

(3) 廃棄物処理における適正な循環利用と廃棄物処理施設の規模

本事業は、前述の「第5次循環型社会形成推進基本計画」に沿うべく、「サーキュラーエコノミー」や「脱炭素社会」等に合致した方向で進める計画として、廃棄物の「適正な循環的利用」※に取り組む。

しかし、これらの実現において、国内の物流事情にフォーカスすると、生産側(動脈企業)と処理側(静脈企業)との連携における課題は多く、「品質が不安定」「需要量に対して供給量が桁違いに足りない」といったミスマッチが起こっている。当社としては、施設の高度化や取扱量の安定を図ることで、これらの課題解決に寄与し、廃棄物の「適正な循環的利用」を推進したいと考えており、国も循環システムの構築が目指すべき姿であると言及されている。

一方、そのような取組みを推進する中でも、再生利用に適さない廃棄物が一定量発生する。それらを含め「適正な循環的利用」を進めるためにも熱回収施設は必要であるという認識である。つまり、当社はマテリアルリサイクル等を行う施設の高度化や取扱量の安定を図ることで、再生利用への取組みを拡大しつつ、再生利用に適さない廃棄物を焼却施設にて熱回収することで、「適正な循環的利用」の最適化を目指している。

(※)廃棄物処理施設整備計画(R5.6 閣議決定)にて示されている「再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う」の意である。

また、国は、廃棄物処理・資源循環業界における2050年カーボンニュートラルを達成するために、焼却施設を建替える際は、熱回収効率を向上させるために処理能力を大きくして建替えることを推奨している。そして、当面は熱回収により脱炭素社会に寄与することとし、将来はCCU※等によりカーボンネガティブを目指すという方向を示している。

本事業においても、将来CCU※を導入した場合は、自立運転(他からのエネルギーを使用せず、自らの施設で発生させたエネルギーのみで運転)によるCO₂回収を可能とするために必要な施設規模及び発電規模を検討した。

一方、「大阪府災害廃棄物処理計画(令和元年7月修正)」によると、「大規模な震災等が起これば、大阪府域では多量の災害廃棄物が発生するが、早期に復旧復興を図るためには、災害廃棄物の処理は少なくとも3年以内に完了する必要がある。災害廃棄物は一般廃棄物であり、各市町村が処理責任を有していることから、まず相互支援協定を締結している市町村(以下、「地域」という。)が連携して地域内の処理に当たり、さらに必要に応じて大阪府が連携、協力して処理に当たる。また、この期間内に全ての廃棄物を大阪府域だけで処理することは相当な困難を要することから、近畿圏を中心に民間事業者の協力も得ながら広域処理体制の整備を図る。」と記載があり、民間の焼却施設の協力等が必要とされている。当社としては、本事業により十分な処理能力を確保することで、早期の復旧復興に貢献できればと考えている。なお、災害廃棄物の受入対応枠は定量として設定するのではなく、要請に応じた受入対応を想定している。

(※)CCUとは、「Carbon Capture and Utilization(炭素捕捉・利用)」の略称で、二酸化炭素を大気中に排出することなく捕集し、それを様々な形で再利用する技術やプロセスを指す。これは、貯留するのではなく、有用な製品やエネルギー源として活用することに焦点を当てている。

以上を踏まえ、「地域エネルギーセンター」において必要な廃棄物処理施設の規模については、エネルギー回収施設(焼却施設)は平均処理計画量として200t/日、これによる発電電力は4,950kW、リサイクル施設(破碎選別施設)は平均処理計画量として50t/日と計画している。

2-2-4 環境配慮の内容

事業計画の策定にあたり、事業計画に反映した環境配慮の内容及び環境配慮事項として選定しなかった項目について、その理由を表2-1(1)～(6)に示す。

表2-1(1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
1 基本的事項		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	本事業の実施に当たっては、大阪府、忠岡町、泉大津市、岸和田市の環境計画における方針・目標等との整合を図り、環境への負荷低減に努める。
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	・事業計画地は、臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が位置する旧海岸線まで 900m 以上の距離が確保されている。 ・事業計画地は、旧クリーンセンターの跡地であることから、新たな開発面積の拡大はない。 ・施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した意匠、色彩とする計画である。 ・周辺地域との調和を図るため緑地の確保に努める。
事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水池、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	×	事業計画地は埋立地であり、下流域及び周辺地域において水利用はされていないため、環境配慮事項として選定しなかった。
1-2 改変区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の改変や樹林の伐採等を行う場合には、その改変区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業は、旧クリーンセンターの敷地内における計画であり、大きな土地改変は行わず、自然植生の伐採等も極一部と考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	工事による発生土は、可能な限り現場内で再利用するが、場外へ排出する際は適切に処分を行う計画である。

表 2-1 (2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
2循環		
2-1資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。 ・リサイクルが可能な廃棄物については、リサイクル施設で受入し、選別過程で発生する有価物やリサイクルが可能な廃棄物を回収する。可燃系廃棄物については焼却処理等を行い、それによって得られるエネルギーをプラントの電力等として有効利用(サーマルリサイクル)に努め、エネルギーの効率的利用を図る計画とする。 ・発生土は、埋戻しや盛土等への再利用の徹底を行う。また、建築資材等について、リサイクル製品を使用することを可能なかぎり検討する。
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	○	建物・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく、再生利用が容易な資材を用いる計画とする。
2-2水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	○	・屋根に降った雨水は一部を回収し、植樹した草木の散水に利用する計画とする。 ・プラント排水については、炉内温度調整のための噴霧水として全量再利用する計画とする。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	事業計画地内において、多くの緑地を配置することで、保水機能等に十分配慮した土地利用を計画する。
3生活環境		
3-1大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	当社の廃棄物運搬車両等及び工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路は通行しない計画とする。廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	当社の廃棄物運搬車両等は、運搬効率の向上等により走行台数を抑制するように努める。また、廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
施設で使用管理する車両については、低公害車の導入に努めること。	○	大栄環境株式会社が保有する排ガス規制適合車、排ガス低減車、NOx・PM低減車などの車両を供用開始時には使用することに加え、車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。

表 2-1 (3) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
3-1大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	・排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策は、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰等の薬剤を噴霧し中和反応処理を行い、反応後ばいじんとともに、ろ布で捕集・除去する方式を採用する。 ・排ガス中の窒素酸化物対策は、発生要因を減らすため、ストーカ、二次燃焼室の二段階で燃焼するとともに、触媒反応塔においてアンモニアを吹き込み、窒素酸化物排出量の低下に努める。(排ガス処理方法においては暫定の計画であり、詳細設計により変更の可能性がある。) ・排水対策は、プラント排水を炉内噴霧処理としたクローズドシステムを採用する。 ・騒音振動対策について、騒音振動を抑えるため、強固な基礎による振動防止や低騒音型機器を採用するなどの対策を講じる計画とする。 ・悪臭対策は、建屋外に臭気が漏洩することを防止するため、悪臭の発生する廃棄物ピットは屋内に設置し、建屋内空気を燃焼用空気として吸引する計画とする。
工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	・工事計画の策定に当たっては、工事の平準化、影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用などで、大気汚染、騒音・振動の影響の低減に努める計画とする。 ・旧クリーンセンターの解体に当たってのダイオキシン類の飛散防止対策は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に従うとともに、解体前後に環境調査を実施するなど、周辺環境への影響がないことを確認し、安全に十分注意しながら解体作業を行う計画とする。 ・建設工事に伴う濁水は、一旦沈砂槽に滞留させ土砂を分離した後、上澄み水を雨水幹線へ排除する。
3-2地盤沈下		
地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。	×	本事業において、地下水の採取などの地盤沈下に繋がる行為はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
3-3土壌汚染		
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。	○	・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い忠岡町が実施した「土壌汚染状況調査」の結果を基に事業計画地の状況を把握する。土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じる。汚染土壌を掘削除去する場合、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。 ・汚染土壌を掘削除去する場合は、掘削の工法や運搬方法などについても法令に準拠して行う。 ・搬入する廃棄物及びその処理後物は適正に管理することや有害物質の地下浸透防止対策を講じる。
3-4日照障害、電波障害、反射光		
建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業は、周辺地域に日照障害、電波障害及び風害による影響を及ぼすことはないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。

表 2-1 (4) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
3-5都市景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。	○	施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した施設の配置、意匠、色彩に加え、緑地を確保する計画である。
4自然環境		
4-1気象・地象・水象		
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、事業計画地及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	×	周辺地域の気象・地象・水象に影響を与えるような土地改変及び構造物の設置はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業では大規模な地下構造物の建設や地下水採取はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-2陸域生態系・海域生態系		
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいとるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	×	事業計画地は、既に旧クリーンセンター(焼却施設及びし尿処理施設)として利用しており、本事業の実施により、自然植生の伐採、干潟の減少など、動植物の生息・生育環境への影響はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	×	事業計画地は、既に旧クリーンセンター(焼却施設及びし尿処理施設)として利用しており、本事業の実施により、良好な緑地、水辺等が減少することがないため、環境配慮事項として選定しなかった。なお、施設の設置に際しては、可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	×	工事の規模から、周辺地域の動植物の生育・生息環境に影響を与えることがないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-3自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	○	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる自然景観はないが、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう配慮する。

表 2-1 (5) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
4-4人と自然との触れ合いの活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	事業計画地周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」へのアクセスに影響が出ないよう、廃棄物運搬車両等及び工事車両の運搬効率を向上させ走行台数の抑制に努める。
5歴史的・文化的環境		
5-1歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる歴史的・文化的景観はないと考えられるが、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう配慮する。
5-2文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる文化財はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
6環境負荷		
6-1温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	・廃熱ボイラによる熱回収、発電を行うことで燃料使用によるCO₂削減に努めるほか、可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する。 ・オゾン層破壊物質である特定フロン取り扱いを行わない。 ・CO₂削減の対策の一例として、リサイクル施設（破碎選別施設）の破碎処理後物（可燃物）は、遠方まで運んで処理するのではなく、事業敷地内に併設するエネルギー回収施設（焼却施設）で処理することで、車両走行に伴う温室効果ガスの低減を図る。 ・計画的な削減を図る方策の一例として、施設で使用する機器は、可能な限り省エネ型とするよう計画的に導入する。
6-2廃棄物、発生土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。	○	施設機器は、可能な限り長期使用ができるものを採用する計画とし、事務所から発生する廃棄物については可能な限り発生抑制に努めるとともに、リユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。
施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。	○	工事の際は、施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の検討・採用を行い、発生土の発生抑制に努める。
発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。	○	・工事に伴う発生土は、可能な限り土量バランスを図り、削減することで、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努める。 ・発生土を仮置き又は運搬する際は、飛散しないようシート掛けを行うなど飛散防止対策を行う。

表 2-1 (6) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
7 気候変動適応等		
7-1 洪水・内水氾濫		
浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	×	事業計画地は、想定最大規模降雨で河川氾濫による浸水被害は想定されていないため、環境配慮項目として選定しなかった。
7-2 高潮・高波		
工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、機器を高所に設置することで高潮・高波に起因する廃棄物の流出や化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。
7-3 地震		
施設の耐震性能の確保、電力喪失対策及び液状化への対策など、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、耐震性能の確保や施設全体の処理設備ごとに分棟、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、以上の対策を講じる計画であり、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。
7-4 津波		
沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、機器を高所に設置することで津波に起因する廃棄物の流出や化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。

2-3 対象事業の内容

2-3-1 事業の種類

本事業は、表2-2のとおり、「大阪府環境影響評価条例施行規則」（平成11年3月29日 大阪府規則第17号）別表第1（第3条関係）第6号の表に掲げられた要件のうち、下線部に該当する。

表2-2 大阪府環境影響評価条例施行規則別表第1（第3条関係）第6号

項	事業の要件
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項のごみ処理施設(以下「 <u>ごみ処理施設</u> 」という。)の設置の事業(一の事業場に設置される <u>ごみ処理施設のうち焼却施設</u> にあっては処理能力の合計が一日当たり百トン以上、 <u>焼却施設以外のごみ処理施設</u> にあっては処理能力の合計が一日当たり二百トン以上であるものに限る。)
二	(略)
三	廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の焼却施設(以下「 <u>産業廃棄物焼却施設</u> 」という。)の設置の事業(一の工場又は事業場に設置される <u>産業廃棄物焼却施設の処理能力</u> (一日の稼働時間が八時間未満の場合にあっては、八時間として算出した処理能力)の合計が一日当たり百トン以上であるものに限る。ただし、汚泥、廃酸又は廃アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設にあっては、バーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が一時間当たり四キロリットル以上であるものに限る。)
四	(略)
五	(略)

2-3-2 事業の実施場所

本事業の実施場所は、図2-1(1)～(2)に示すとおり、忠岡町の臨海部にある埋立地に位置し、周辺には事業所、運動広場や大阪南下水汚泥広域処理場があり、市町境界を経た岸和田市側には貯木場が広がっている。

また、住居等が立地する旧海岸線の東側までは、阪神高速4号湾岸線、大阪府道29号（大阪臨海線）を挟んで約900mの距離がある。

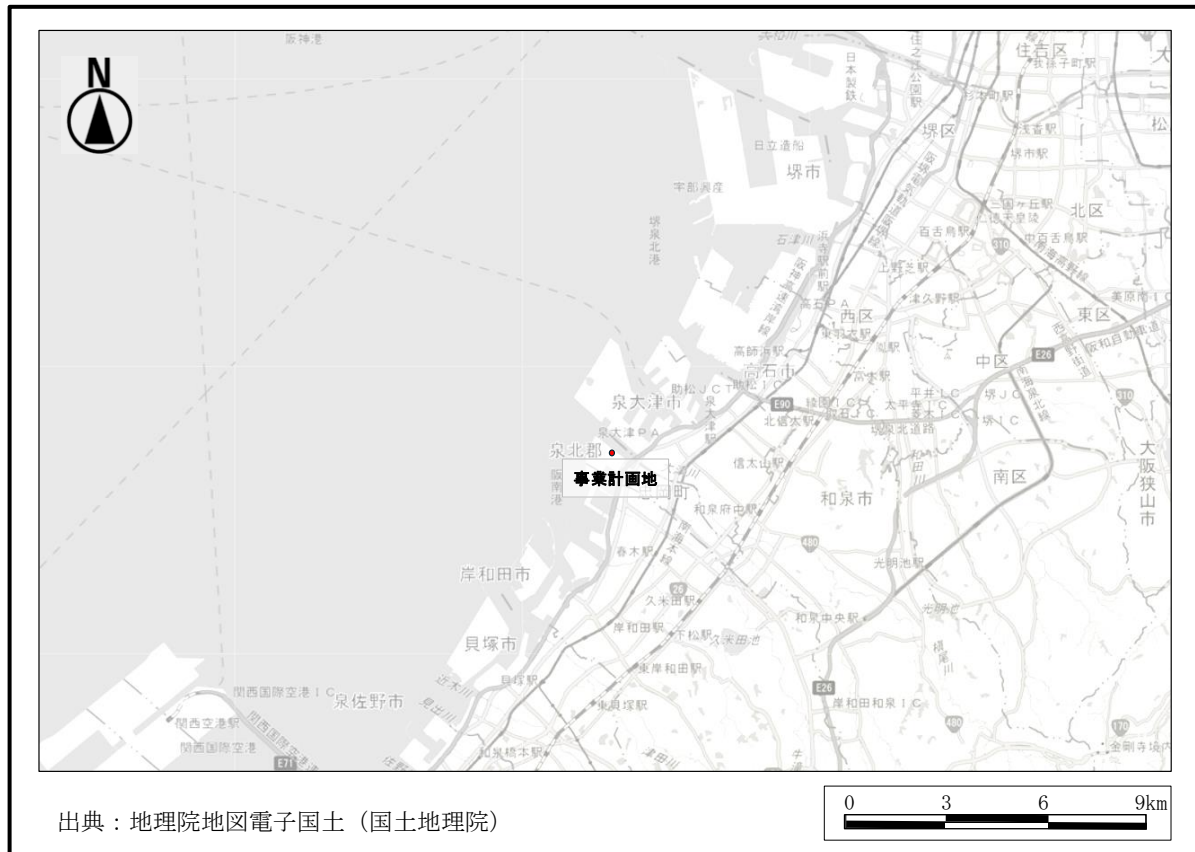


図2-1(1) 事業の実施場所（広域図）

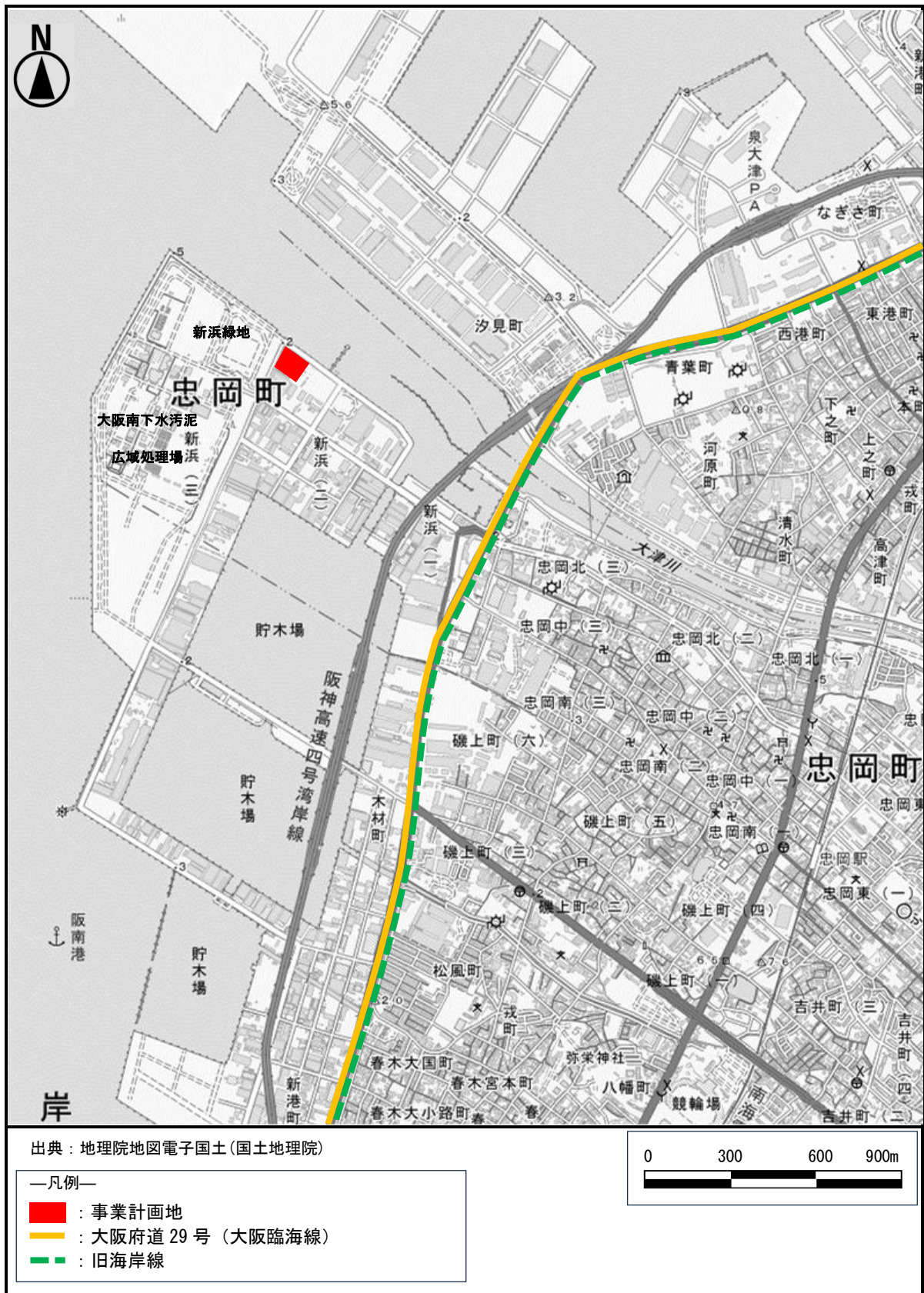


図 2-1 (2) 事業の実施場所 (狭域図)

2-3-3 処理する廃棄物の種類

処理する廃棄物の種類は、表 2-3 に示すとおりである。

表 2-3 処理する廃棄物の種類

施 設	取扱う廃棄物の種類
エネルギー回収施設 (焼却施設)	【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する可燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む) 【産業廃棄物】 1. 汚泥 2. 廃油 3. 廃酸 4. 廃アルカリ 5. 廃プラスチック類 6. 紙くず 7. 木くず 8. 繊維くず 9. 動植物性残さ 10. ゴムくず 11. 金属くず 12. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 13. がれき類 ※金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、その他の品目に混入して処分することが必要であるものに限る。 ※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。
リサイクル施設 (破碎選別施設)	【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む) 【産業廃棄物】 1. 廃プラスチック類 2. 紙くず 3. 木くず 4. 繊維くず 5. ゴムくず 6. 金属くず 7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 8. がれき類 ※廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2-3-4 施設の規模

施設の規模は、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-4 施設の規模

施設の名称	1 日当たりの平均処理計画量	最大処理能力
エネルギー回収施設 (焼却施設)	200t/日	220t/日 (廃棄物処理量制御における 10% 程度の変動を想定)
リサイクル施設 (破碎選別施設)	50t/日	784.8t/日 (比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破碎機の処理能力)

2-3-5 施設の計画

(1) 廃棄物処理・エネルギー回収の流れ

本事業は、エネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備し、忠岡町域から発生する一般廃棄物（災害廃棄物を含む）に加え、事業活動により発生する産業廃棄物を適正に処理する計画である。

廃棄物処理のフロー図は図2-2に示すとおりである。

エネルギー回収施設（焼却施設）では、リサイクルに回すことができない可燃物を焼却し、焼却処理後の残渣物（焼却灰等）は埋立処分を行う。一方で、現在のごみ中継施設内に設置を計画しているリサイクル施設（破碎選別施設）では、受け入れた廃棄物のうち、リサイクル可能なものはリサイクルに回すとともに、それ以外の可燃系廃棄物及び不燃系廃棄物については、それぞれを破碎選別後、可燃物は焼却処理を、不燃物は埋立処分を行う計画である。

また、エネルギー回収施設（焼却施設）では、焼却廃棄物の処理に伴い生じる熱エネルギーを基に発電した電気を場内で使用する他、余剰電力は、地元地域で有効利用することを検討している。

施設では、法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物は取扱わない。なお、廃棄物の受け入れ、処理に当たっては、以下に示す維持管理を行う。

< 廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理 >

産業廃棄物の受け入れにあたっては、受け入れ前（排出事業者との商談時）に、排出しようとする産業廃棄物の現物を確認し、また、許可品目であるかどうか、処理可能物であるかどうかについて、計量証明書やWDS（廃棄物データシート）、SDS（安全データシート）等によりあらかじめ確認を行う。確認の結果、処理可能と判断した場合は、排出事業者との間で処理委託契約を締結する。

産業廃棄物を現場で受け入れる際は、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、許可品目外のものが入混じっていないかどうか、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうか、目視確認を行う。万が一、許可品目外のものや契約外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者と連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼する。

一般廃棄物については、マニフェストの発行はないが、産業廃棄物と同様に受け入れる際には目視確認を行い、処理可能物であるかどうかを確認する。

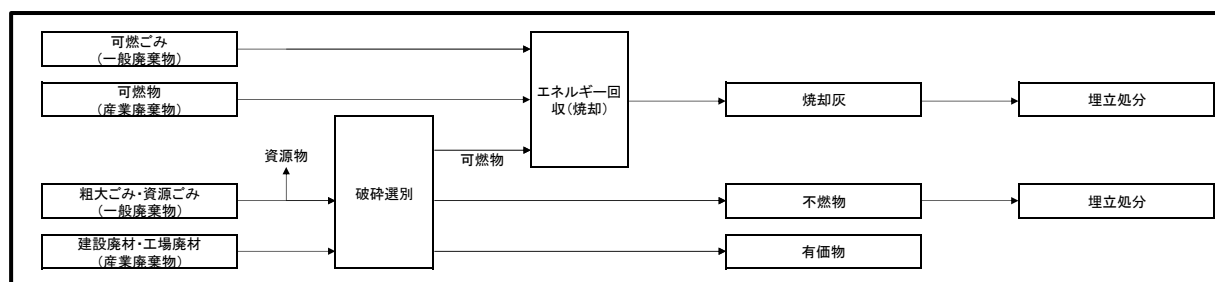


図2-2 廃棄物処理のフロー図

(2) 主要な施設の概要

① エネルギー回収施設（焼却施設）

エネルギー回収施設（焼却施設）の概要は表 2-5、処理フローは図 2-3 に示すとおりである。

なお、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため、詳細設計により変更する可能性がある。

表 2-5 エネルギー回収施設（焼却施設）の概要

項 目		概 要
炉形式		ストーカ炉
処理能力		220t/日×1 炉
処理する廃棄物の種類		【一般廃棄物】 可燃ごみ 【産業廃棄物】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
発電電力		4,950 kW
運転条件	稼働時間	24 時間/日
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年
燃焼温度		850℃以上
滞留時間		2 秒以上
排気筒	高さ	50m [*]
	頂部径	1.188m
排ガス温度(煙突出口)		約 170℃
排ガス量	湿り	約 69,000N m ³ /時
	乾き	約 56,000N m ³ /時
	酸素濃度	約 9.5%(乾き)
排ガス濃度 (O ₂ 12%換算)	ばいじん	0.04g/N m ³ 以下
	窒素酸化物	250ppm 以下
	硫黄酸化物	114ppm 以下
	塩化水素	430ppm 以下
	一酸化炭素	100ppm 以下
	水 銀	30μg/N m ³ 以下
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/N m ³ 以下
燃えがら	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下
ばいじん	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

※本事業のエネルギー回収施設は大栄環境（株）の和泉エネルギープラザ（以下、和泉 EP）と同等の施設仕様で計画しています。和泉 EP に係る環境影響評価では、排気筒の高さを 50m として環境影響予測を行い、環境保全目標を満足する結果が得られたことから、それを参考に、本事業でも 50m と計画しています。

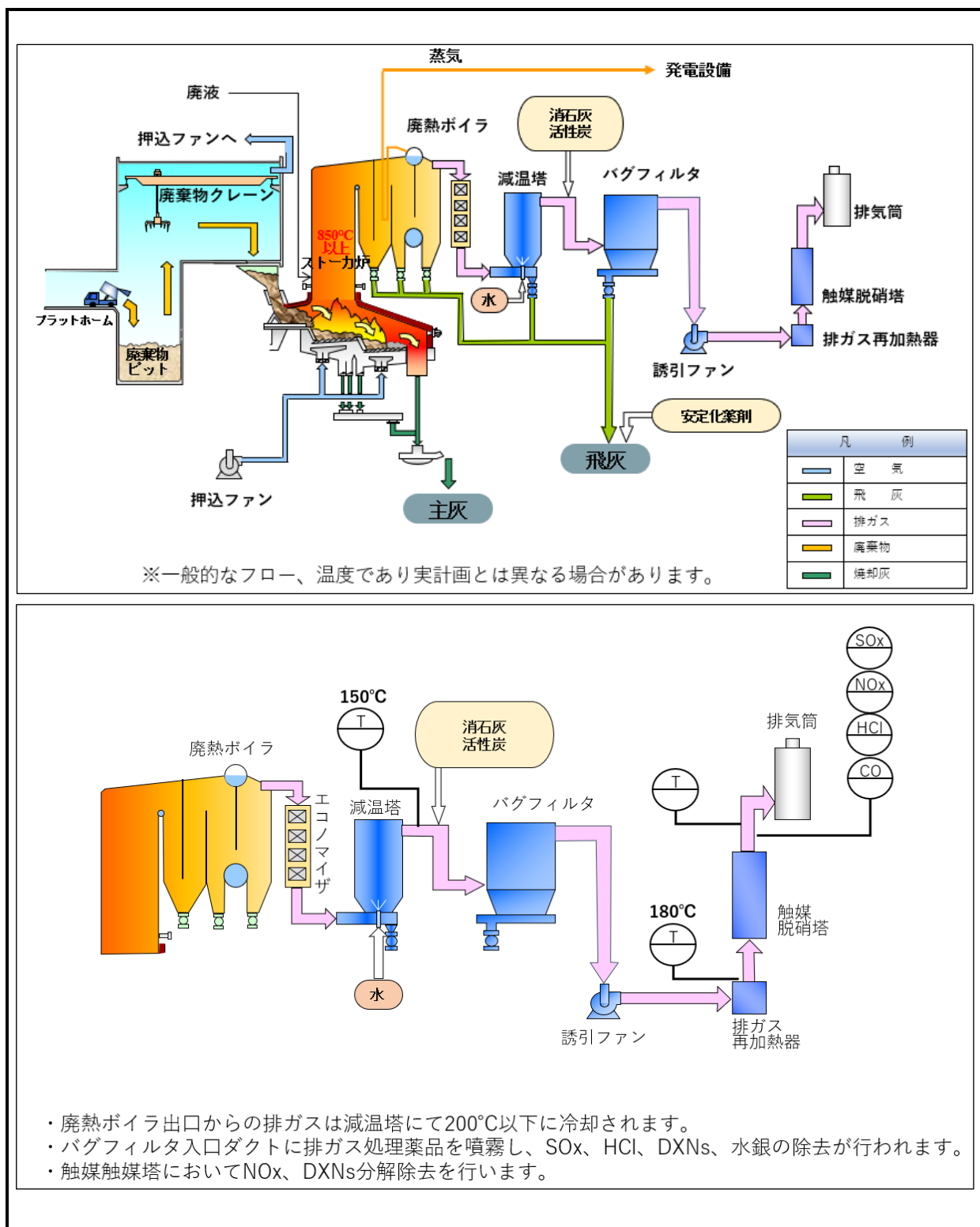


図 2-3 エネルギー回収施設（焼却施設）の処理フロー図

②リサイクル施設（破砕選別施設）

リサイクル施設（破砕選別施設）の概要は表 2-6、処理フローは図 2-4 に示すとおりである。なお、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため、詳細設計により変更する可能性がある。

表 2-6 リサイクル施設（破砕選別施設）の概要

項 目		概 要
処理形式		二軸破砕式
処理能力		784.8t/日※×1 基 (平均処理量 50t/日) ※比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破砕機の処理能力を設定
処理する廃棄物の種類		【一般廃棄物】 粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ ※資源ごみは予め選別の上、別途取り扱う 【産業廃棄物】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
運転条件	稼働時間	9 時間/日 (8:00～17:00)
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年

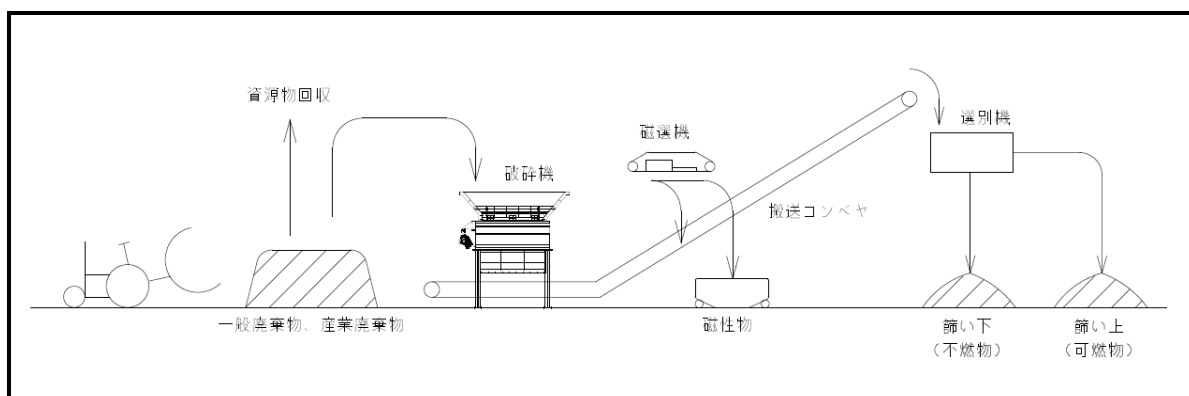


図 2-4 リサイクル施設（破砕選別施設）の処理フロー図

(3) 給排水計画

給水計画は表 2-7、給排水フロー図は図 2-5 に示すとおりであり、上水道を利用する。

なお、生活排水は下水道へ排水し、プラント排水は炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。

表 2-7 給水計画

用 途	給水量
エネルギー回収施設（焼却施設）等	148t/日
事務所（生活用水）	2t/日
合 計	150t/日

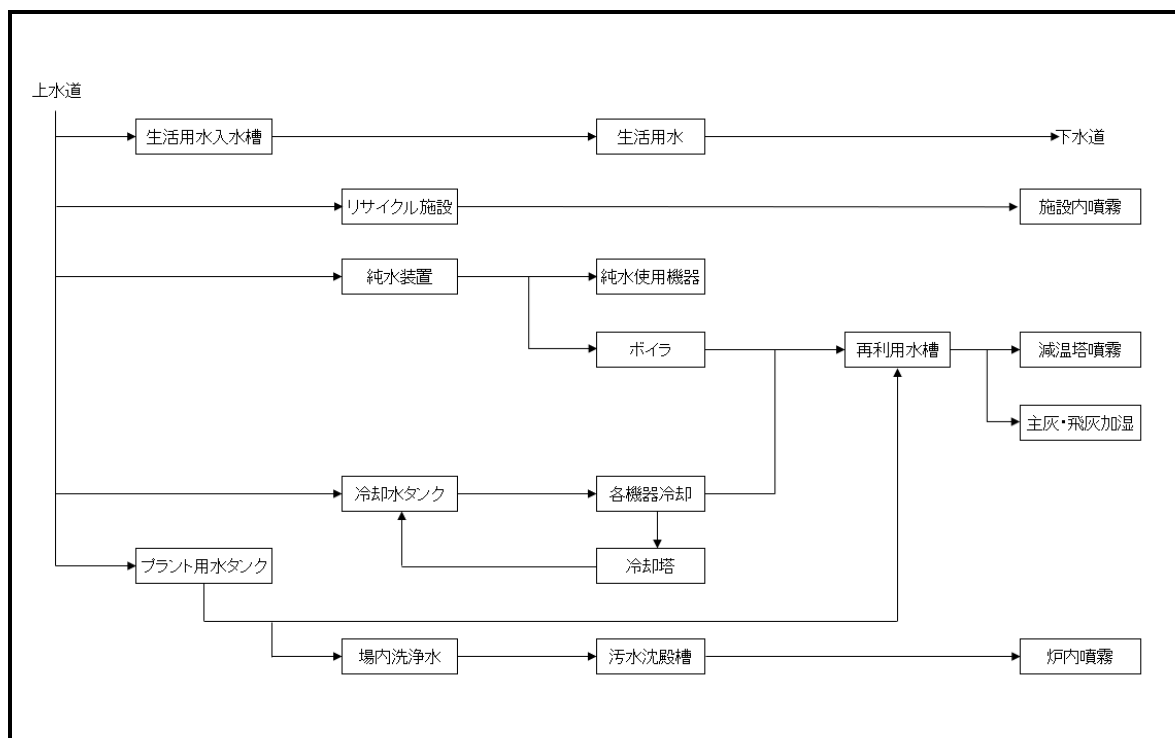


図 2-5 給排水フロー図

(4) 発電電力の運用

発電電力の運用は、以下に示すとおりである。

廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収し発電利用するものである。発電した電気はリサイクル施設及びエネルギー回収施設等で有効利用する（ZEB と合致した考え方）。また、余剰分については、地元地域で有効利用することを検討している。

2-3-6 施設の配置計画等

施設配置計画図は図 2-6 に示すとおりである。

建物の高さは最大 30m 未満、排気筒については高さ 50m を計画している。

エネルギー回収施設（焼却施設）の配置は現段階で確定していない。また、緑化は現在の緑地をベースにするものの一部のエリアにて緑地の除去や新設を計画している。なお、緑化計画については、大阪府自然環境保全条例第 34 条に定める緑化計画書を策定予定である。

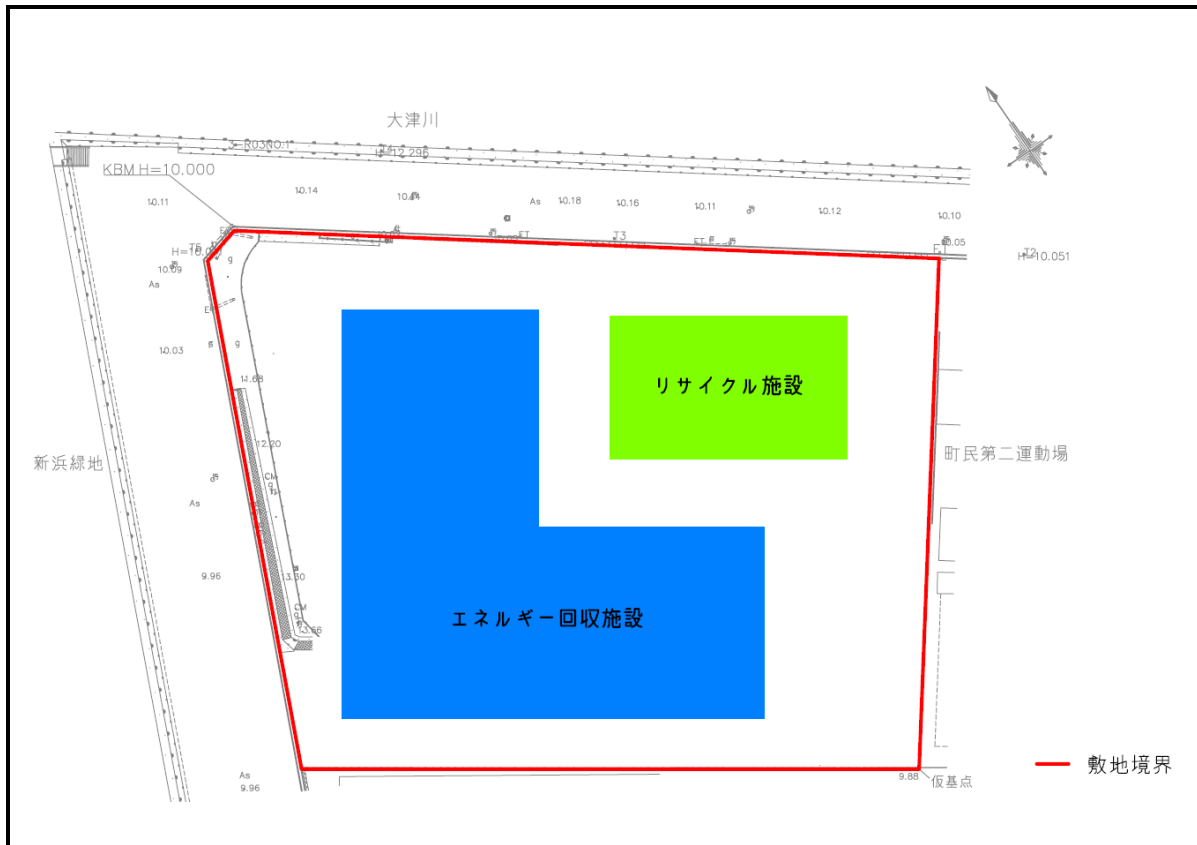


図 2-6 施設配置計画図

2-3-7 廃棄物処理の運用

一般廃棄物は、忠岡町域より収集・運搬され直接事業計画内に、産業廃棄物は、主に大阪府域にて収集・運搬され直接事業計画地内に持ち込まれるものが想定されている。

2-3-8 運行計画

施設の供用に伴い運行する車両の台数は、表2-8(1)に示すとおりである。

忠岡町域から発生する一般廃棄物は、現在、事業計画地内に立地している中継施設に搬入し処理されており、施設の供用後も一般廃棄物の運搬車両台数にほとんど変化はないものと考えている。

施設の供用後、新たに発生する車両は、産業廃棄物の運搬車両や薬剤(消石灰、活性炭等)の運搬、従業員の通勤等の施設の維持管理に必要な車両となり、一般廃棄物の運搬車両と合わせた車両(以下、「廃棄物運搬車両等」という。)の台数は、最大時で大型車 70 台/日・往復、小型車 188 台/日・往復(内従業員の通勤車両 50 台/日・往復)を想定している。

なお、一般廃棄物の運搬車両の台数は、現状の実績を参考に、供用開始時 86 台/日・往復と想定している。

表2-8(1) 施設の供用に伴い運行する車両の台数(廃棄物運搬車両等)

(単位: 台/日・往復)

（単位：台/日・往復）

用 途	廃棄物運搬車両		通勤車両
車 種	大型車	小型車	
	25t 車・10t 車	4t 車・2t 車	乗用車
一般廃棄物 搬入出車両	0	86	50
産業廃棄物 搬入車両	54	42	
産業廃棄物 搬出車両	16	10	
小 計	70	52	
	122		
合 計	70	188（一般廃棄物運搬車両以外は 102）	
	258		

施設の供用に伴い発生する車両の走行ルート別の台数は、表2-8(2)及び図2-7のとおりである。

ルート①及びルート②の(阪神高速4号湾岸線)を利用する車両は、阪神高速の岸和田北出入口から貯木場内の臨港道路を経て事業計画地へ出入りする。ルート③及びルート④の(府道29号(大阪臨海線))を利用する車両は、北部からは府道29号の新浜東交差点から貯木場北水門を超え右折し事業計画地へ、南部から進入する車両は新浜東交差点手前約300mの三叉路を斜め左に入り同じく貯木場水門を超え右折、退出は新浜交差点を利用する。

なお、阪神高速の岸和田北出入口及び新浜東交差点から事業計画地までの間に住居等の環境上保全を要する物件の立地はない。

大型車両(70台/日・往復)は阪神高速4号湾岸線、小型車両(102台/日・往復)は府道29号(大阪臨海線)を使用する。

この主要道路別の走行台数は、阪神高速4号湾岸線の北部方面(ルート①)が54台/日・往復、南部方面(ルート②)が16台/日・往復、府道29号の北部方面(ルート③)が74台/日・往復、南部方面(ルート④)が28台/日・往復となる。

なお、一般廃棄物の運搬(43台/日)は、現在と同様に主に忠岡町内の街路を走行する。

表2-8(2) 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート別の台数(産業廃棄物運搬車両)

(単位: 台/日・往復)

廃棄物運搬車両等			大型車	小型車	合 計
主要道路名・走行ルート					
阪神高速道路4号 (湾岸線)	北部方面	ルート①	54	-	54
	南部方面	ルート②	16	-	16
府道29号 (大阪臨海線)	北部方面	ルート③	-	74	74
	南部方面	ルート④	-	28	28
合計			70	102	172

(単位：台/日・往復)

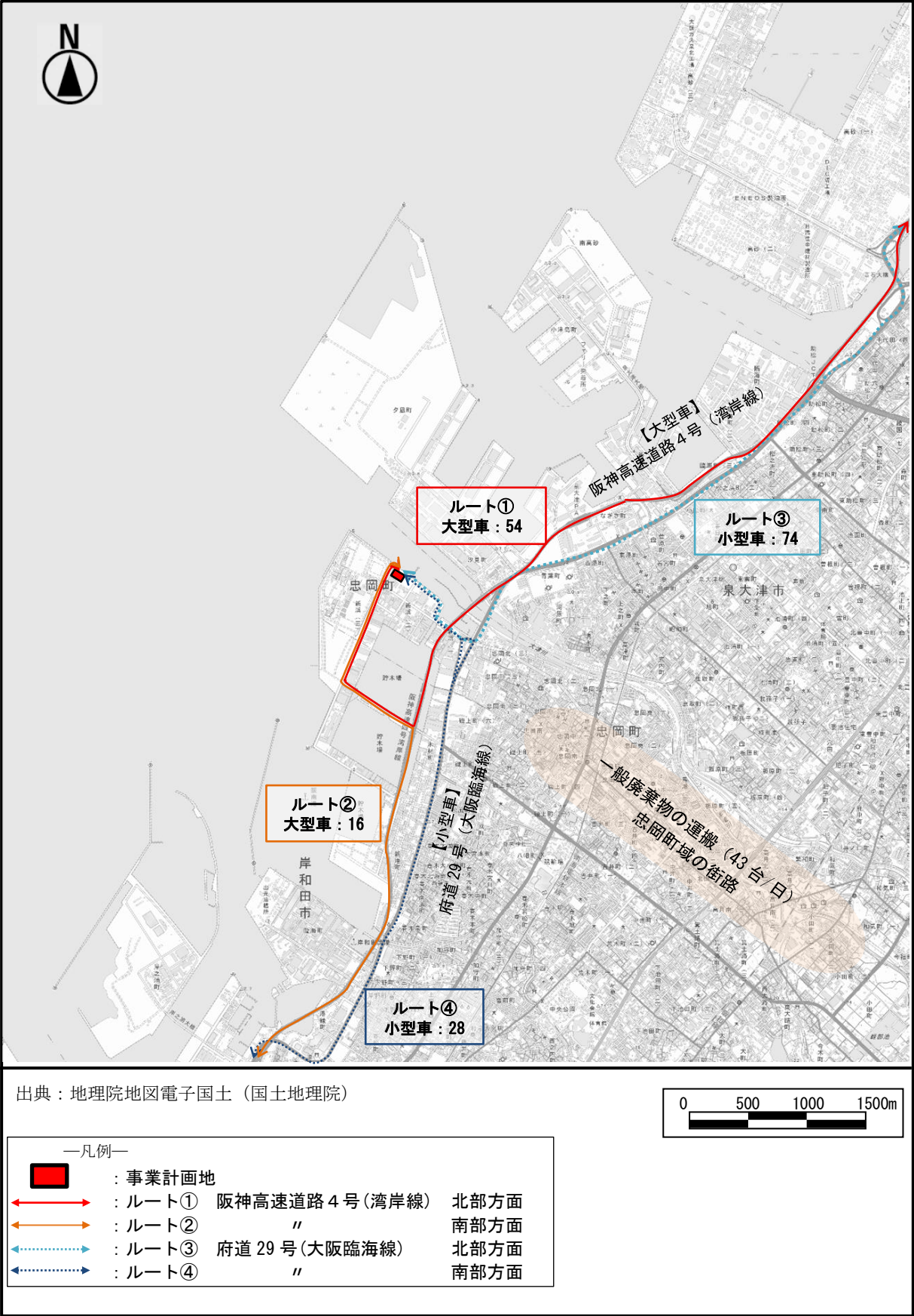


図 2-7 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート

施設の供用に伴い運行する車両の時間帯別台数は、表 2-8 (3) に示すとおりである。

表 2-8 (3) 施設の供用に伴い運行する車両の時間帯別台数（廃棄物運搬車両等）

(単位：台/日・片道)

	時間帯												計
	7 時台	8 時台	9 時台	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台	
産業廃棄物 運搬車両	0	6	6	6	5	3	5	6	6	6	6	6	61
一般廃棄物 運搬車両	4	4	7	10	6	1	4	4	3	0	0	0	43

2-4 工事計画の概要

2-4-1 工事計画の概要

工事工程の概略は、表 2-9 (1)～(2) に示すとおりであり、撤去する旧クリーンセンターの解体工事は、約 12 ヶ月の工期を計画しており、その後の新規焼却炉建設工事の工期は約 21 ヶ月を計画している。

また、建設機械の日別台数は、表 2-10 (1)～(2) に示すとおりである。

なお、撤去する旧クリーンセンターの規模を示す平面図は図 2-8 に示すとおりである。

表 2-9 (1) 概略工事工程表(旧クリーンセンター解体工事)

月次 工種		1 年目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解体工事	仮設工事	■	■										
	プラント搬出撤去			■	■	■	■	■					
	建屋解体						■	■	■	■	■	■	
	杭撤去 整地										■	■	■

表 2-9 (2) 概略工事工程表(エネルギー回収施設建設工事)

月次 工種		1 年目												2 年目									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
建設工事	仮設工事																						
	杭工事																						
	基礎工事																						
	躯体工事																						
	プラント工事																						

表 2-10 (1) 建設機械等(旧クリーンセンター解体工事)の日別台数

(最大稼働時期：工事 10 ヶ月目)

(単位：台/日)

重機	建設機械 (バックホウ、アースオーガ、発電機など)	工事車両 (トレーラ、トラック、ラフタークレーン、ダンプカーなど)	通勤車両
台数	15	13	20
小計	28		
合計	48		

表 2-10 (2) 建設機械等(エネルギー回収施設建設工事)の日別台数

(最大稼働時期：工事 9 ヶ月目)

(単位：台/日)

重機	建設機械 (バックホウ、アースオーガ、発電機など)	工事車両 (トレーラ、トラック、ラフタークレーン、ダンプカーなど)	通勤車両
台数	8	31	30
小計	39		
合計	69		

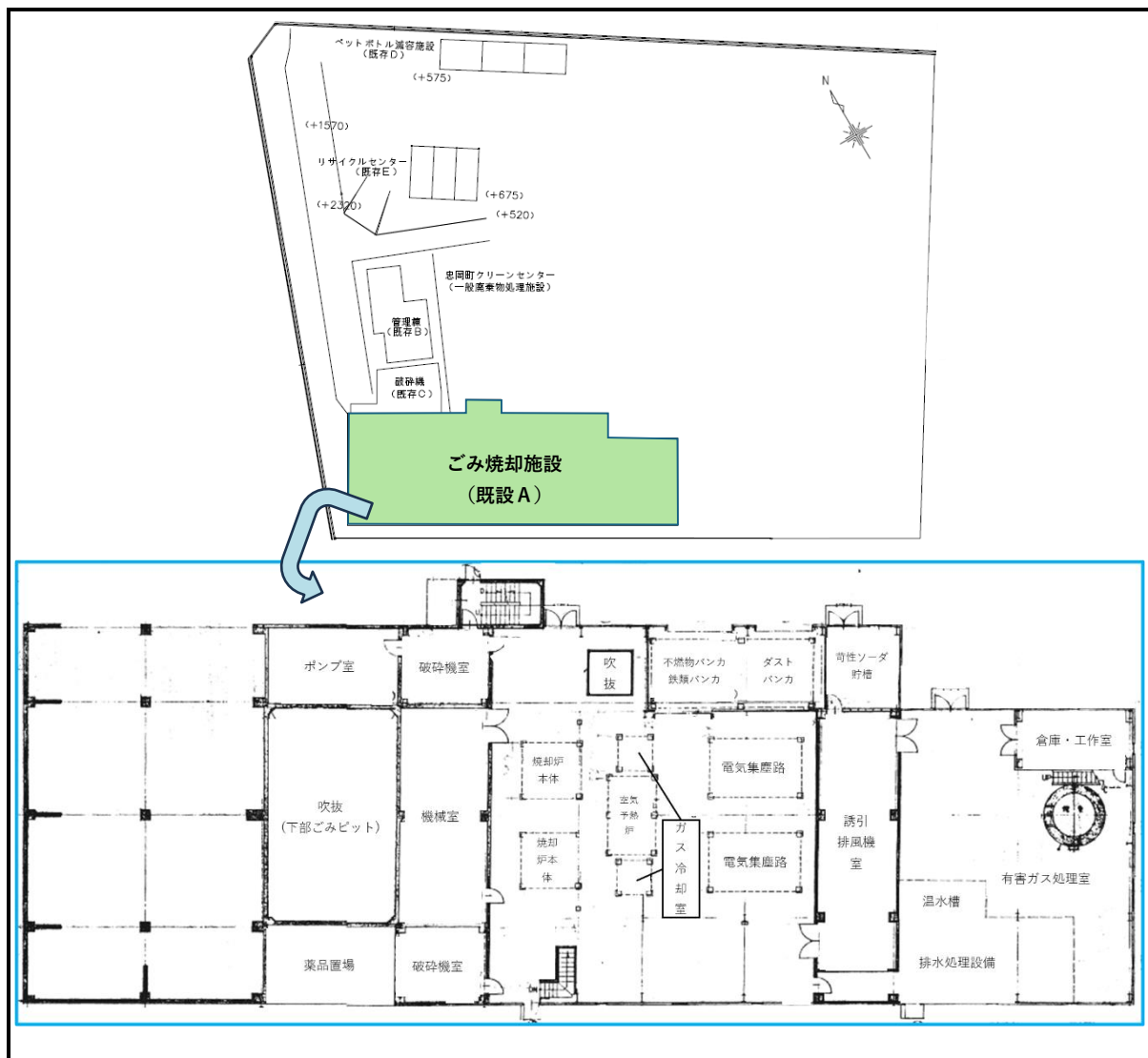


図 2-8 旧クリーンセンター平面図

2-4-2 工事車両

工事車両の通行が最大となる時期における車種別走行台数は、表2-11に示すとおりである。
現段階では工事業者が決定していないため、ルートは未定であるものの、前掲の表2-8及び図2-7と同様、ルート①～④を使用する計画である。

表2-11(1) 工事車両(旧クリーンセンター解体工事)の日走行台数
(最大稼働時期：工事10ヶ月目)
(単位：台/日・往復)

区分	最大稼働時期
大型車(工事車両)	22
小型車(通勤車両)	40
合計	62

表2-11(2) 工事車両(エネルギー回収施設建設工事)の日走行台数
(最大稼働時期：工事9ヶ月目)
(単位：台/日・往復)

区分	最大稼働時期
大型車(工事車両)	62
小型車(通勤車両)	60
合計	122

2-5 環境保全対策の実施方針

2-5-1 施設の存在・供用

施設の存在・供用時においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・排ガス中のばいじん対策は、ばいじんを高効率に捕集するため、集じん機としてバグフィルタを採用する。
- ・排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策は、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰等の薬剤を噴霧し中和反応処理を行い、反応後ばいじんとともに、ろ布で捕集・除去する方式を採用する。
- ・排ガス中の窒素酸化物対策は、発生要因を減らすため、ストーカ、二次燃焼室の二段階で燃焼するとともに、触媒反応塔においてアンモニア等の薬剤を吹き込み、窒素酸化物排出量の低減に努める。
- ・排ガス中のダイオキシン類対策は、再合成を回避するため、排ガスを急冷できる方式を採用する。また、バグフィルタ入口に活性炭を吹き込み、気体状のダイオキシン類についても吸着・除去する方式とした。
- ・排ガス中の水銀対策は、搬入する廃棄物の性状の把握と管理を徹底し適正処理を図る。また、バグフィルタ入口に活性炭を吹き込み、水銀を吸着・除去する方式とした。（排ガス処理方法においては暫定の計画であり、詳細設計により変更の可能性がある。）
- ・自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。
自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制に適合する車両を使用し、収集運搬業者にも指導する。
また、車両の更新時には可能な限り、低公害車の導入に努める。
- ・通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。

(2) 排水処理対策

- ・プラント排水は、炉内温度調整のための噴霧水として全量再利用する計画とする。
- ・生活排水は下水道へ、雨水は屋根に降ったものは一部を回収し、事業場内の緑地へ散水し余剰分は下水道へ排水する。

(3) 騒音・振動対策

- ・蒸気タービンやブロアやファン等の大きな騒音を発生する機器は、防音対策を施した室内に設置する。また、モーター部に防音カバー等の設置、空気圧縮機は低騒音型を採用し、騒音発生抑制に努める。
- ・蒸気タービンやブロアやファン等の大きな振動を発生する機器は、強固な基礎などの適切な防振対策を施す。
- ・自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。
- ・焼却灰及びばいじん等、施設から発生する廃棄物の運搬車両は、運搬効率の向上等により走行台数抑制に努める。
- ・通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。

(4) 低周波音対策

- ・大きな低周波音が発生する可能性のある機器は、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の対策を行う。

(5) 悪臭対策

- ・廃棄物を保管する廃棄物ピット及びストックヤードは屋内に設置し、建屋外に臭気が漏洩することを防止する。また、廃棄物ピット内の臭気を焼却炉の燃焼用空気として押込送風機により吸込むことで、廃棄物ピット内を負圧にし、臭気の漏洩を防ぐとともに炉内の高温により臭気を熱分解する。
- ・当社の廃棄物運搬車両等は、悪臭の漏洩を抑制するため、カバー使用などを励行し、持ち込み業者についても同様の悪臭防止措置を要請し運搬する。

(6) 景観対策

- ・施設の意匠、色彩は、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮したものとする計画である。また、敷地面積に対して 20%以上の緑地を確保する。

(7) 廃棄物対策

- ・施設の供用時に発生する焼却灰及びばいじんは、大栄環境グループの施設にて適正に処分する。灰出ヤード内にてコンテナに受け、搬出時はシートで覆うことで飛散流出対策に努める。
- ・事務所から発生する廃棄物は可能な限り発生抑制に努めるとともに、リユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。
- ・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく再生利用が容易な資材を用いる。
- ・施設の設定機器に用いる資材は、長期使用が可能なものを採用する。

(8) 危険物対策

- ・危険物等の保管は、防液堤を設けた地下タンクとするか、地上に設置する場合は、貯蔵タンクには防液堤を設けるなど、万一の流出時においても外部への流出防止を計画し、安全性の確保に努める。

(9) 地球温暖化対策

- ・熱エネルギーを回収して発電を行う計画であり、発電電気は施設等で有効利用する(ZEB と合致した考え方)。また、余剰分については非化石エネルギー源として地元地域で有効利用することを検討している。
- ・施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネ型とすることで二酸化炭素排出の抑制を図る。また、可能な限り発電効率が高い設備を選定し、適切に運転管理及び点検を実施することで高効率な発電の維持に努める。
- ・車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。
- ・リサイクル施設（破碎選別施設）の破碎処理後物（可燃物）は、遠方まで運んで処理するのではなく、事業敷地内に併設するエネルギー回収施設（焼却施設）で処理することで、車両走行に伴う温室効果ガスの低減を図る。

2-5-2 工事の実施

工事の実施においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
- ・建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の排出を未然に防ぎ、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生を抑制する。
- ・工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・工事車両の退出時におけるタイヤ洗浄の励行や必要に応じてカバーを使用することで粉じん発生・飛散防止に努める。
- ・工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止については周知・徹底する。また、自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制に適合する車両を使用するよう工事業者に指導する。

(2) 排水処理対策

- ・工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排水する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えて pH 調整等を行う。
- ・工事事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排水する。

(3) 土壌汚染対策

- ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い忠岡町が実施した「土壌汚染状況調査」の結果を基に事業計画地の状況を把握する。土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じる。汚染土壌を掘削除去する場合、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・汚染土壌を掘削除去する場合は、掘削の工法や運搬方法などについても法令に準拠して行う。
- ・搬入する廃棄物及びその処理後物は適正に管理することや有害物質の地下浸透防止対策を講じる。

(4) 騒音・振動対策

- ・工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
- ・工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・近隣への工事騒音の影響を軽減させるために、防音シート等の設置を行う。
- ・建設機械は、可能な限り敷地境界から離して設置するとともに、アイドリング禁止を励行する。
- ・工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしない計画とする。

(5) 廃棄物・発生土対策

- ・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。
- ・資材の再利用に努めるとともに、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。
- ・掘削工事に伴う発生土は、汚染されていなければ埋戻しや盛土等への再利用を徹底する他、大栄環境グループの最終処分場の覆土材等として利活用する。汚染されていれば大栄環境グループの汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・作業員による飲食等のごみの発生抑制に努めるよう周知徹底を図る。

(6) 地球温暖化対策

- ・CO₂排出低減建設機械や低炭素型建設機械を使用することに努める。
- ・建設機器のアイドリングストップの徹底、工事車両の走行に当たってはエコドライブの推進等、作業員への指導を行うと共に、日常点検や整備等を徹底し、性能維持に努める。
- ・工事事務所において不要な照明の消灯、室内の冷暖房設定温度を調整することにより消費電力を低減する。
- ・工事車両について、適正な車種、規格を選定することで効率化を図り、車両数を削減するよう努める。

2-5-3 解体工事中

旧クリーンセンターの解体・撤去工事に当たっては、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」(平成 30 年 8 月、社団法人日本保安用品協会)や「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成 13 年環廃対 183 号)等に従い、以下に示すダイオキシン類の飛散防止、環境保全対策を実施し、周辺地域の環境に影響を生じないように実施する。

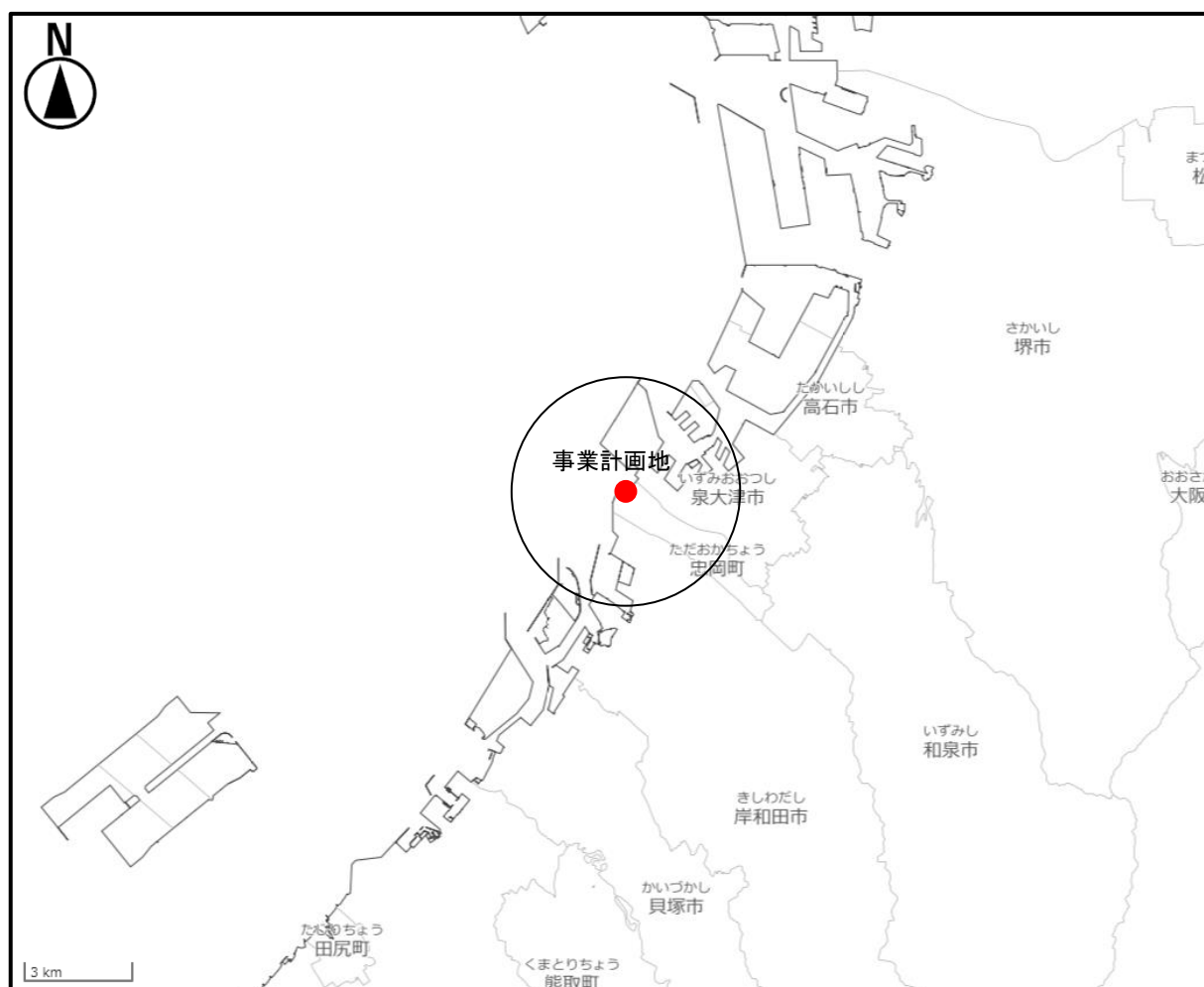
- ・解体対象施設のダイオキシン類による汚染状況の事前評価を行い、その結果を踏まえて、適切な管理区域等を決定する。
- ・管理区域ごとの作業場所の分離や密閉・養生を行うとともに、作業場所や粉じん等の湿潤化を行い、解体作業に伴う粉じんやダイオキシン類の飛散を防止する。
- ・ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等は、チャコールフィルタ等で適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に放出する。
- ・解体作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、排水基準値(10pg-TEQ/L)を満たすことが可能な処理を行った後、排水する。
- ・ダイオキシンの汚染が除去された又は除去する必要のない解体物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分する。
- ・粉じん等汚染物及びダイオキシン類汚染解体物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分する。
- ・分別作業に際しては、サンプルのダイオキシン類分析結果を参考にし、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処理されるまでの間一時保管を行う。
- ・付着除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じた上で、密閉容器に密封し、特別管理産業廃棄物として、適正に処分を行う。
- ・解体工事前後に環境調査を実施し、周辺環境への影響がないことを確認する。

なお、現行施設の解体前にアスベストの事前調査を実施し、アスベストが確認された場合は適切に処分する。

第3章 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業特性、本事業計画地の位置を考慮し、煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、事業計画地から半径約 3.0 km※の範囲に該当する忠岡町、泉大津市及び岸和田市とした。

※煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。そのため、事業計画の煙突排ガスの諸元、事業計画地周辺の一般環境大気測定局である泉大津市役所局と岸和田中央公園局の風向風速データ及び大阪管区気象台の雲量及び日射量を用いて最大着地濃度の仮予測を行い、最大着地濃度地点が事業計画地より 1.3 km（泉大津市役所局）及び 1.1km（岸和田中央公園局）の距離となったため、その約 2 倍の距離（3.0 km）を半径とした範囲を対象にする。



出典：地理院地図電子国土

図 3-1 (1) 調査対象地域(広域)

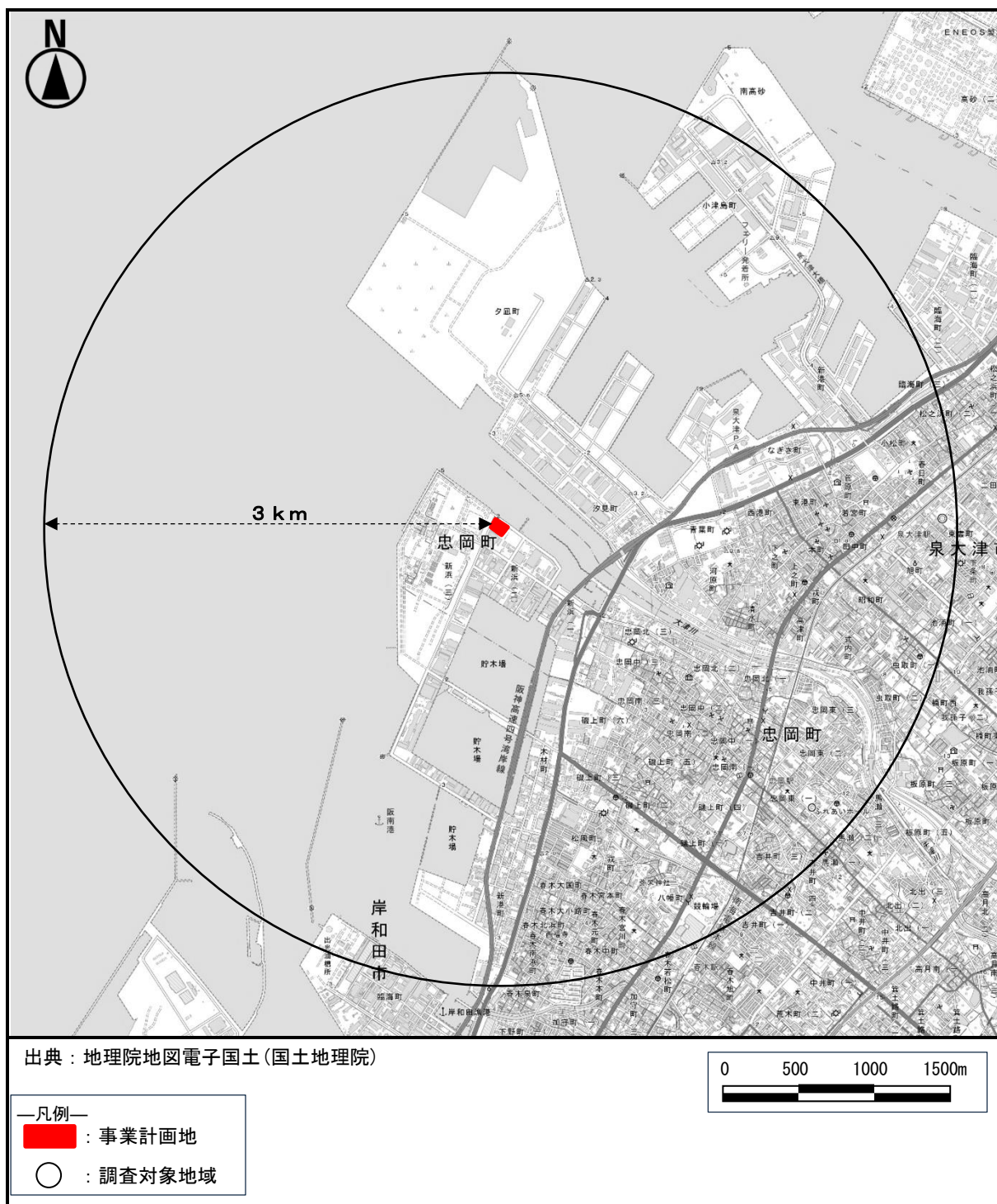


図 3-1 (2) 調査対象地域(詳細)

第4章 地域の概況

事業計画地が位置する忠岡町を中心に、その南北に隣接する泉大津市及び岸和田市(以下、「事業計画地周辺地域」という。)の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

事業計画地周辺地域の概況は、表4-1(1)～(7)に示すとおりである。

表4-1(1) 事業計画地周辺地域の概況

社会的状況	人口	忠岡町、泉大津市及び岸和田市における世帯数及び人口の現況は、令和6年10月1日現在、忠岡町は6,879世帯、総数16,001人、泉大津市は33,416世帯、総数72,764人、岸和田市は81,146世帯、総数184,410人である。また、過去5年間の忠岡町、泉大津市及び岸和田市の世帯数及び人口の推移は、令和2年以降ともに世帯数については微増、人口については微減の傾向にある。
	産業	忠岡町、泉大津市及び岸和田市における産業別事業所数及び従業者数は、忠岡町の事業所数は624事業所、従業者数は6,793人、泉大津市の事業所数は3,093事業所、従業者数は30,115人であり、岸和田市の事業所数は7,240事業所、従業者数は73,126人となっている。産業別では、いずれも第三次産業の占める割合が多く、忠岡町の事業所数は全体の約7割の453事業所、従業員数は全体の約6割の4,373人、泉大津市の事業所数は全体の約8割の2,588事業所、従業員数は全体の約8割の24,475人、岸和田市の事業所数は全体の約8割の5,825事業所、従業員数は全体の約8割の57,290人となっている。
	交通	(1)道路 事業計画地周辺の主要道路は、高速湾岸線、大阪臨海線、岸和田牛滝山貝塚線及び国道26号などがある。 (2)鉄道 事業計画地周辺の主要な鉄道及び最寄り駅は、南海電鉄の忠岡駅であり、事業計画地から南東側約2.5kmの位置にある。
	土地利用	(1)土地利用状況 ・土地利用総面積は、忠岡町が397ha、泉大津市1,433ha、岸和田市が7,272haであり、宅地の占める割合は忠岡町が58%、泉大津市が58%、岸和田市が25%である。 ・都市計画法に基づく用途地域の状況は、工業系地域が忠岡町で66.9%、泉大津市で63.0%と最も多くなっている一方、岸和田市は、住居系地域が70.9%と最も多くなっている。また、事業計画地は準工業地域となっている。 (2)学校、医療施設等 事業計画地周辺において、学校施設21施設、医療施設4施設及び有料老人ホーム16施設が存在する。
	水利用	(1)上水道 忠岡町、泉大津市及び岸和田市における上水道の給水状況は、忠岡町99.97%、泉大津市100.0%、岸和田市99.87%となっている。 (2)下水道 忠岡町、泉大津市及び岸和田市における下水道の整備状況は、人口普及率(整備人口の行政人口に対する比率)は、忠岡町97.5%、泉大津市97.3%、岸和田市96.3%となっている。 (3)地下水 「大阪府環境白書(2024年版)」によると、忠岡町、泉大津市及び岸和田市を含む泉州地域において、工業用水法に基づく許可井戸が1本ある。
	廃棄物	(1)一般廃棄物 令和5年度における忠岡町のごみ総排出量は4,914t、また、ごみ処理量は4,501tであり、そのうち直接焼却が3,781t(84.0%)、焼却以外の中間処理が720t(16.0%)となっている。泉大津市のごみ総排出量は22,730t、また、ごみ処理量は21,339tであり、そのうち直接焼却が17,627t(82.6%)、焼却以外の中間処理が3,712t(17.4%)となっている。岸和田市のごみ総排出量は66,246t、また、ごみ処理量は63,266tであり、そのうち直接焼却が56,936t(90.0%)、焼却以外の中間処理が6,316t(10.0%)、直接資源化量が14t(0.02%)となっている。

表 4-1 (2) 事業計画地周辺地域の概況

社会的状況	廃棄物	(2) 産業廃棄物 ・令和元年度に大阪府域において排出された産業廃棄物は1,357万t、再生利用量は440万t、最終処分量は40万tとなっている。平成26年度に対して、排出量は161万トン、再生利用量は42万トンそれぞれ減少し、最終処分量は2万トン増加している。 ・排出量1,357万トンを業種別にみると、電気・水道業が752万トン(55.4%)で最も多く、続いて、建設業が366万トン(27.0%)、製造業が211万トン(15.5%)の順となっており、この3業種で全体の97.9%を占めている。種類別にみると、汚泥が929万トン(68.5%)で最も多く、続いて、がれき類が231万トン(17.0%)、廃プラスチック類が27万トン(2.0%)、混合廃棄物が27万トン(2.0%)、鉱さいが25万トン(1.9%)の順となっており、この5種類で全体の91.3%を占めている。
	環境法令が定める基準等	(1) 環境基準 環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている。 大阪府は生活環境保全目標を、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、「2030大阪府環境総合計画」に位置付けており、目標の達成、維持に取り組むこととしている。また、本目標の目標値のうち、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、必要な改訂を行うとしている。 ① 大気汚染 大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質の10項目について設定されている。 ② 水質汚濁 ・人の健康の保護に関する環境基準は、27項目の物質について設定されている。 ・生活環境の保全に関する環境基準は、地域類型ごとに河川(湖沼を除く。)は8項目、海域は11項目について設定されている。 ③ 地下水質 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、28項目の物質について設定されている。 ④ 土壌汚染 土壌汚染に係る環境基準は、29項目の物質について設定されている。 ⑤ ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が設定されている。 ⑥ 騒音 騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されている。なお、「道路に面する地域」については、別に地域の類型及び時間の区分ごとに設定されている。各類型を当てはめる地域は、大阪府域においては市町村長が指定することとなっている。 (2) 排出規制 ① 大気に関する法令 ・大気汚染物質は、「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等において、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準等が定められている。 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」が、平成4年6月3日に公布された。この法令では、以下の要件を同時に満たす大気汚染の厳しい対策地域(窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域)について、車種規制が設けられた。なお、事業計画地周辺の忠岡町、泉大津市及び岸和田市についても対策地域に含まれている。 ・大阪府では、同法に基づき「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を平成5年11月に策定し、現在大阪府では、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕(大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第4次〕)」を平成25年6月に策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境対策を推進している。また、「大気汚染防止法」では、大気汚染が著しくなり、政令等で定める一定の基準値を超えた場合には、道路交通法上の交通規制の要請やドライバー等に自動車の運行自粛の協力要請などを行うこととしている。なお、公道を走行しない特殊自動車を対象に、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」により、排出ガスが規制の対象となっている。

表 4-1 (3) 事業計画地周辺地域の概況

社会的状況	環境法令が定める基準等	②水質に関する法令 ・「水質汚濁防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水水について排水基準が設けられている。大阪府では、上乗せ条例により、より厳しい排水基準が設定されている。 ・下水道へ放流される排水にも、下水道法及び忠岡町下水道条例により特定事業場からの下水排除基準が設定されている。 ③騒音に関する法令 ・「騒音規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき工場・事業場騒音、特定建設作業に伴う騒音、自動車騒音の規制が行われている。なお、事業計画地は忠岡町の準工業地域に位置しており、工場・事業場騒音の規制基準の第三種区域、特定建設作業騒音の規制基準の1号区域に指定されている。 ・自動車騒音については、「騒音規制法」に基づき、要請限度が定められている。 ④振動に関する法令 ・「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき工場・事業場振動、特定建設作業に伴う振動、道路交通振動の規制が行われている。なお、事業計画地は忠岡町の準工業地域に位置しており、工場・事業場振動の規制基準の第二種区域（Ⅰ）、特定建設作業振動の1号区域に指定されている。 ・道路交通振動については、「振動規制法」に基づき、要請限度が定められている。 ⑤悪臭に関する法令 ・「悪臭防止法」では、工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、同法施行規則で定められた基準の範囲内で、地域の実状に応じ、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。 ・工場や事業所から排出される悪臭について、忠岡町及び泉大津市は、悪臭防止法に基づき特定悪臭物質による規制基準が設定されている。また、排水水に含まれる悪臭物質についても、硫化水素等4物質について規制基準が設定されている。 ・岸和田市においては、臭気指数による規制基準が設定されている。 ⑥地盤沈下に関する法令 ・地盤沈下に関しては、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」）に基づき、地下水の採取について規制が行われている。事業計画地は、「工業用水法」の規制の対象地域であり、本事業計画は地下水の採取を行わない。 ・大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、大阪府全域に地下水採取量報告を義務付けている。 ⑦土壌に関する法令 ・「土壌汚染対策法」においては、次の(1)～(3)の場合に、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告する必要がある。 (1) 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき (2) 一定規模以上の土地の形質の変更の届出をした結果、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき (3) 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき ・都道府県知事等は、土壌の汚染状態が指定基準に適合しないとき、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。 ・人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な要措置区域では、土地の所有者等は、講じようとする汚染の除去等の記載する汚染除去等計画を作成し提出しなければならない。一方、形質変更時要届出区域では、汚染除去等の措置を求められることはないが、土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事等にあらかじめ届出が必要になる。 ・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の、法と異なる特徴は(1)～(6)に示すとおりである。なお、法と府条例において同じ内容の規定がある場合は、法と府条例の運用の考え方は同じとなる。 (1) 対象物質にダイオキシン類を追加 (2) 対象施設に有害物質使用届出施設及びダイオキシン特定施設を追加 (3) 稼働中の有害物質使用特定施設若しくは届出施設等が設置されている工場敷地における同一の工場等以外の用途で利用するための土地の形質変更時の土壌汚染状況調査の実施 (4) 3,000㎡以上の土地の形質変更時等の管理有害物質の使用履歴等の調査及び報告 (5) 自主調査等の指導・助言、土地所有者等の責務 (6) 有害物質使用施設設置者による土地所有者等への情報の提供
--------------	--------------------	--

表 4-1 (4) 事業計画地周辺地域の概況

社会的状況	環境法令が定める基準等	⑧景観に関する法令 ・大阪府では、美しい世界都市・うるおいのある世界都市の実現を目指して、世界に誇ることができる魅力ある都市空間と、誰もが愛着を感じることのできる生活空間を創造し、大阪の景観づくりを進めるため、「大阪府景観条例」が制定された。 ・大阪府景観条例では、良好な広域景観の形成を推進するため、「大阪府景観形成基本方針」並びに「大阪府公共事業景観形成指針」を策定するとともに、景観形成地域を指定し、建築物等の外観・色彩・緑化について規制・誘導が実施されてきた。 ・景観法の制度を活用していくため、「大阪府景観条例」、「大阪府景観形成基本方針」、「大阪府公共事業景観形成指針」を改正し、法に基づく景観計画の策定の方針や位置づけ、法の施行に関し必要な事項を定め整備された。 ・大阪・関西を訪れる外国人観光客が年々増加し、未来に向けた魅力ある景観づくりの絶好の機会となり、また、地方分権により景観行政団体となる市町村が増加し、市町村独自の景観形成が進む一方で、行政区域を越えた広域的な景観形成が課題となっている状況から、「大阪府景観形成基本方針」が見直され、「都市景観ビジョン・大阪」として策定された。 ⑨廃棄物に関する法令 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、平成22年の法改正により、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合における努力義務として「処理の状況に関する確認を行うこと」が明確化されるなど排出事業者責任がさらに強化された。 ・産業廃棄物は、それを発生させた事業者が最後まで責任をもって最終処分又は再生しなければならない、この責任は処理業者に処理を委託しても免じられるものではない。 ・平成22年法改正により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は、元請業者が負うことが明確になった。 ・産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法及び政令で定められた20種類と輸入廃棄物であり、これらに該当しない廃棄物は「一般廃棄物」である。 ・紙くず等の7種類については、特定の事業活動に伴うもののみ、「産業廃棄物」に該当し、その他の事業活動に伴うものは、「(事業系)一般廃棄物」となる。 ・産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となる。 ・特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者となるためには、施行規則で定める資格が必要となる。 ・保管、運搬、処分に当たり、より厳しい基準が設けられており、事業所に帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の処理について記載し、保存しなければならない。 ・施行令第7条で定める産業廃棄物処理施設を設置し、又は構造等の変更をする場合には知事の許可を受けなければならない。 ・設置の許可を受けるためには、施行規則等で定める技術上の基準に適合しているほか、周辺地域の生活環境の保全及び一定の周辺施設について適正な配慮がなされた設置計画・維持管理計画であることが必要である。また、産業廃棄物処理施設の設置者には帳簿の記載と保存のほか、次に掲げる事項が義務付けられている。 (1) 適正な維持管理 (2) 技術管理者の設置 (3) 産業廃棄物処理責任者の設置 (4) 処理施設の定期検査 (5) 産業廃棄物の処理施設における事故時の措置 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法令】 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」における対象建設工事は、届出が必要となり、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている「コンクリート」、「アスファルト」、「木材(特定建設資材)」を現場で分別すること、分別解体することによって生じたコンクリート廃材、鉄筋コンクリート廃材等、アスファルト廃材、廃木材(特定建設資材廃棄物)について再資源化を行うことなど、計画的に工事を施工することが義務付けられている。 【建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制】 石綿(アスベスト)を含む建材(石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの)を使用した建築物等の解体・改造・補修の作業にあたっては、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、適切な飛散防止対策をとるべきことが規定されている。なお、解体する現行施設にアスベストの使用はない。
--------------	--------------------	--

表 4-1 (5) 事業計画地周辺地域の概況

社会的状況	環境基本計画等	大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が策定している環境保全に関する計画は、以下の通りである。 (1) 環境基本計画 ・2030大阪府環境総合計画 ・泉大津市第3次環境基本計画 ・岸和田市環境計画 (2) みどりの計画 ・みどりの大阪推進計画 ・忠岡町みどりの基本計画 ・ともいき泉大津(緑の基本計画) ・岸和田市みどりの基本計画 (3) 地球温暖化対策計画 ・大阪府地球温暖化対策実行計画 ・第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画 ・泉大津市地球温暖化対策地域推進計画(区域施策編) ・岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (4) 景観計画 ・景観法に基づく景観計画の指定区域 ・大阪府景観計画 ・岸和田市景観計画 (5) その他の計画 ・大阪府循環型社会推進計画 ・忠岡町一般廃棄物処理基本計画 ・第5次一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(泉大津市) ・岸和田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編) ・大阪府災害廃棄物処理計画 ・岸和田市災害廃棄物処理計画 ・忠岡町地域防災計画 ・泉大津市地域防災計画 ・岸和田市地域防災計画
生活環境	大気環境	・事業計画地周辺の大気測定局における大気質の測定結果を収集・整理することにより、大気汚染の現況、経年変化及び環境基準の達成状況について調査を行った。調査対象とする測定局は、泉大津市及び岸和田市の一般環境大気測定局(泉大津市役所及び岸和田中央公園)2局、自動車排出ガス測定局(天の川下水ポンプ場)1局とした。なお、ダイオキシン類においては、岸和田市実施(大北下水ポンプ場)の測定結果も併せて取りまとめを行った。 ・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微粒子状物質及びダイオキシン類については、環境基準値を下回っており、光化学オキシダントのみ環境基準値を上回っている状況である。 ・大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移について、2022年度の温室効果ガス排出量は4,528万t-CO₂であり、前年度と比べ7.5%の増加となっている。また、基準年度である2013年度比で19.4%減少している。
	水環境	(1) 水質 ・事業計画地周辺において、大津川、牛滝川、松尾川、槇尾川、及び春木川等の河川があり、令和5年度において、生活環境項目は4地点、健康項目は4地点で調査が実施されている。生活環境項目のうち代表的な汚染指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の年平均値は、いずれの調査地点も環境基準値を下回っている。 ・ダイオキシン類の調査結果については、令和3年度～令和5年度において水質及び底質について、事業計画地周辺河川3地点で調査が実施されており、全て環境基準値を下回っている。 (2) 海域 ・事業計画地周辺における海域の水質調査は、令和5年度において生活環境項目2地点、健康項目は2地点で行われている。なお、pH、DO、COD、全窒素及び全燐の項目を除いて環境基準値を下回っている。 ・ダイオキシン類の調査結果については、令和3年度～令和5年度において水質及び底質について、事業計画地周辺海域1地点で調査が実施されており、全て環境基準値を下回っている。

表 4-1 (6) 事業計画地周辺地域の概況

生活環境	水環境	(3) 地下水質 事業計画地周辺における地下水調査は、令和3年度～令和5年度において、概況調査地点2地点で、継続監視調査3地点で行われている。調査結果は、概況調査地点では全地点、全項目が環境基準値を下回っており、継続監視調査では全地点で環境基準値を上回っている。
	土壌環境	事業計画地周辺におけるダイオキシン類の土壌調査結果は、平成26年度～令和5年度において、7地点で調査が実施されており、全ての地点で環境基準値を下回っている。
	その他生活環境	(1) 騒音 ・事業計画地周辺における環境騒音の調査は、忠岡町2地点で実施されている。調査結果は、1地点で環境基準値(昼間)を下回っているが、その他は環境基準値を上回っている。 ・事業計画地周辺における自動車騒音の調査は、令和5年度において、忠岡町1地点、泉大津市2地点及び岸和田市10地点の計13地点で実施されている。調査結果は、忠岡町1地点では終日、岸和田市2地点では終日、環境基準値を上回っているが、その他の地点については環境基準値を下回っている。 (2) 振動 事業計画地周辺における道路交通振動測定は、令和5年度において、忠岡町1地点および岸和田市2地点で調査が実施されている。調査結果は、すべての地点で要請限度値を下回っている。 (3) 低周波音 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルについては、高架道路沿道及び道路沿道が相対的に高い値であり、市街化調整区域及び住居専用地域が低い値となっている。 (4) 公害苦情受付状況 泉大津市及び岸和田市における令和5年度の公害の種類別苦情受付件数は、公害の種類別にみると、騒音及び悪臭が多くなっている。
自然環境	気象	事業計画地周辺の気象観測結果は、熊取地域気象観測所で平均気温はおよそ17℃と温暖であり、降水量は年間約1,000～1,650mm程度である。また、堺地域気象観測所では、熊取地域気象観測所と比較して気温がやや高くなっている。
	地象	(1) 地形 事業計画地周辺は主に、「旧水部」「水部」により構成されている。 (2) 地質 事業計画地周辺は、「埋立地」となっている。
	水象	事業計画地は大阪府の西南の海岸部、大阪湾の湾奥部東側に位置する埋立地となっており、大津川の河口付近に位置する。その大津川水系は、流域面積102.2km ² の大阪府域最大の二級水系であり、水系全体の流域内人口は約15万人である。また、その南側には春木川があり、流域面積は14.4km ² となっている。
	生態系	(1) 動物 事業計画地は工場地帯に位置し、重要種の生息は確認されなかった。 (2) 植物 事業計画地は工場地帯に位置し、その東部の大津川にはヨシクラスが局所的に分布している。
	人と自然との触れ合いの活動の場	事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場は、新浜緑地を代表に7箇所を確認している。
	自然景観	事業計画地周辺の自然景観について、臨海部の平坦な地域であるため山地や丘陵に見られるようなまとまりのある自然林はほぼ見られず、内陸の市街地内においては、水田・畑、草地や社寺、公共公益施設の樹木等が小規模なまとまりを持って残されている。なお、事業計画地周辺は緑地保全地区や大規模公園には指定されていない。
都市環境	文化財	事業計画地周辺には、文化財保護法、大阪府文化財保護条例、泉大津市文化財保護条例、岸和田市文化財保護条例に基づく登録又は指定文化財等が「有形文化財」が35件、「埋蔵文化財」が21件存在する。

表 4-1 (7) 事業計画地周辺地域の概況

都市環境	景観	(1)都市景観 ・「大阪府景観計画」によると、事業計画地は、大阪府の景観計画区域のうち大阪湾岸区域内に、忠岡町都市計画マスタープランの臨海地域に位置する。 ・「忠岡町都市計画マスタープラン」によると、基本的な考え方として、「大阪府景観計画」に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図り、地域のシンボルとなっている樹木やだんじり小屋等の歴史景観とともに、大津川、前々池等の自然景観の保全に取り組み、町の玄関口である忠岡駅周辺や公共施設周辺等のまち並み景観とともに、秩序ある道路景観の形成に取り組むとされている。また、都市景観の方針として、景観計画区域における良好な景観や歴史的景観、まち並み景観、道路景観を形成し、自然景観を保全し、屋外広告物の規制や誘導を行うよう定められている。 ・忠岡町の北側に隣接する泉大津市は、「泉大津市都市計画マスタープラン」により、都市環境に関する方針として、「歴史的な街並みを活かした都市づくりの推進」及び「地域の特性を活かした街並みの誘導」が定められている。 ・忠岡町の南側に隣接する岸和田市は、「岸和田市景観形成基本方針」により、景観形成の基本目標「豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す『個性的快適環境都市』の創生」を実現するため、景観形成の方針が定められている。また、岸和田市景観計画において、事業計画地を含む臨海地域は、海辺に身近に接する親水空間の創出を目標にした「臨海景観区」に指定されている。 (2)歴史的・文化的景観 ・「忠岡町ホームページ」によると、忠岡町域では、縄文式、弥生式時代の遺跡は確認されていないが、周辺の状況からみて、早くから人が住み、5世紀前後から、中央集権の支配下に入り、住民は一部が魚貝を朝廷に貢進する網曳、大部分が名代軽部として、農魚の生活を続けていたと考えられる。 ・事業計画地周辺には美術館所蔵の国宝・重要文化財があり、歴史的な美術工芸品や建造物が存在し、これら有形文化財や記念物のほかにも、集落跡や城館跡、古墳、社寺跡などの埋蔵文化財が存在する。
	洪水・内水氾濫	・大阪府洪水浸水想定区域図によれば、事業計画地周辺において洪水被害を及ぼす可能性のある河川として大津川が挙げられている。 ・事業計画地が位置する大津川流域において想定最大規模101.4mm/hr、875.0mm/24hrと概ね1000年以上に1度とされる降雨があった場合でも、事業計画地においてこれらの河川氾濫による浸水被害は想定されていない。なお、事業計画地及びその周辺は洪水・内水による被害の危険性は想定されていない。
	高潮・高波	・大阪府では、水防法の規定に基づき浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、高潮による浸水の危険性を府民に周知し避難行動へとつなげるために「高潮浸水想定区域図」を公表している。 ・高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される最大浸水面積は、忠岡町が166.4ha、泉大津市が922.0ha、岸和田市が650.1haと想定されている。なお、事業計画地及びその周辺における最大浸水深は3m～10mと想定されている。
	土砂災害	大阪府の土砂災害情報によると、事業計画地周辺に警戒区域は指定されていない。
	暑熱	・大阪府では2005年に、ヒートアイランド対策推進計画における優先対策地域(2000年8月の人工衛星データから推定した地表面温度が33℃以上の地域)を中心として、航空機から地表面温度を測定し、測定した地表面温度と人工排熱データ、土地利用データ、気象条件等のデータをあわせて解析し、地域における熱の特性と大きさの程度を求めている。 ・大阪府域におけるヒートアイランド化の状況を1km²毎にまとめたのが、熱環境(熱特性)マップであり、大気熱負荷の高い地域から類型1(商業・業務集積地域)、類型2(住宅地域)、類型3(水面や緑地が多い地域)、類型4(農地や山林が多い地域)と定められており、事業計画地周辺は類型3に分類されている。
気候変動適応等	地震	・忠岡町地震ハザードマップによれば、事業計画地周辺に影響を及ぼす可能性のある地震は、上町断層帯地震及び南海トラフ巨大地震と想定されている。 ・大阪府による地震の被害想定によると、最も大きな被害をもたらすのは南海トラフ巨大地震より、直下型地震である上町断層帯地震とされており、大阪府の南部での大きな揺れを想定した場合(上町断層帯地震B)、事業計画地では震度6強の揺れが予測されている。 ・南海トラフ巨大地震で最大クラスの地震が発生した場合の震度は6弱、液状化の可能性(PL値)は20～25であり、液状化の可能性が高いとされている。

第5章 環境影響評価の項目の選定

5-1 環境影響要因の抽出

本事業における事業計画、工事計画の内容等を考慮して、抽出した環境影響要因は表5-1に示すとおりである。

表5-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分		環境影響要因の内容
施設等の存在		・施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
施設 の 供 用	施設の稼働	・施設の稼働に伴い、煙突から大気汚染物質の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、騒音、振動及び低周波音の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、廃棄物の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。 ・高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。
	車両の走行	・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。
工 事 の 実 施	施設の建設工事	・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ・造成裸地からの粉じんの発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられる。 ・工事の実施に伴い、廃棄物及び発生土の発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。
	工事車両の走行	・工事車両の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。

5-2 環境影響評価の項目の抽出

環境影響評価の項目は、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（令和 5 年 3 月 31 日改定大阪府告示第 428 号）に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、前項で抽出した環境影響要因により環境影響が懸念され、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌汚染、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物・発生土、地球環境及び気候変動適応等の 11 項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目との関係及び選定する理由又は選定しない理由は、表 5-2 (1)～(3)に示すとおりである。

表 5-2 (1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素			環境影響要因の内容				○：選定する理由 ▲：選定しない理由	
			施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目	施設稼働		車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行		
大気質	環境基準設定項目	二酸化硫黄	○		○			○施設の稼働に伴い、煙突から硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の排出が考えられる。また、破碎選別施設の稼働に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ○廃棄物運搬車両等の走行に伴い、大気汚染物質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去・施設の建設工事の実施の際に建設機械等の稼働に伴い、大気汚染物質(硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、窒素酸化物)の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去工事の際に、粉じん(ダイオキシン類)の発生が考えられる。 ○施設の建設工事実施の際に、造成裸地からの粉じんの発生が考えられる。 ○工事車両の走行に伴い、大気汚染物質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)の発生が考えられる。 ▲施設等の存在、施設の供用、工事の実施に伴うその他の大気汚染物質は、下記に示す理由により選定しない。 ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、煙突排ガス中にはほとんど含まれない。 ・硫黄、ベンゼンについては、車両等の燃料に含まれる物質ではあるが少量であり、全国的に二酸化硫黄及びベンゼンの環境基準を達成している状況である。 ・光化学オキシダントは揮発性有機化合物(VOC)と窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではない。なお、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物は、焼却施設で燃焼(800℃以上)することにより分解され、発生は少ないと考えられる。窒素酸化物については、窒素酸化物の項において選定している。 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、車両等からの排出ガスにはほとんど含まれていない。 ・微小粒子状物質については、環境省において、PM2.5等大気汚染物質排出インベントリの整備・更新を行っている段階であり、予測・評価を行うための知見が不足している。 なお、焼却施設では集じん装置により排出ガス中の微小粒子状物質の排出を低減する計画である。
		浮遊粒子状物質	○	○	○	○		
		二酸化窒素	○	○	○	○		
		ダイオキシン類	○					
	その他	塩化水素	○					
		水銀	○					
		粉じん	○		○			

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

表 5-2 (2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	○：選定する理由 ▲：選定しない理由
水質、底質	生活環境項目 (SS)						▲焼却施設は、炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。 工事中は、工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排除する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えて pH 調整等を行う。事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排除する。 これらのことから、水質、底質に影響を与えることはないと考えられる。
	健康項目						
	特殊項目						
	その他						
地下水	生活環境項目						▲施設の稼働及び建設工事の実施に伴い、地下への浸透防止対策を行うため、地下水汚染の原因となる有害物質が地下浸透することはないと考えられる。
	健康項目						
	その他						
騒音	騒音		○	○	○	○	○施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴い騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動		○	○	○	○	○施設の建設工事及び工事車両の走行に伴い、騒音・振動の発生が考えられる。
低周波音	低周波音		○				○施設の稼働に伴い、低周波音の発生が考えられる。
悪臭	悪臭		○				○施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下						▲本事業の実施により、地下水の採取などなく地盤沈下に繋がることはないと考えられる。
土壌汚染	土壌汚染				○		○旧クリーンセンターの施設解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられる。
日照阻害	日照阻害						▲施設等の存在により、周辺に日照に影響を及ぼすような住居は存在しない。
電波障害	電波障害						▲施設等の存在により、周辺地域の電波受信に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
気象	風向・風速						▲本事業の実施により、気象に影響を及ぼすような地形変化及び高層構造物の設置はない。
	気温						
地象	地形、地質、土質						▲本事業の実施により、地象に影響を及ぼすような土地変化はないと考えられる。
水象	河川水象						▲本事業の実施により、水象に影響を及ぼすような行為はない。
	湖沼水象						
	海域水象						

表 5-2 (3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由	
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施			
大項目	小項目			施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事		工事車両の走行
陸域生態系	陸生動物							▲事業計画地は既に旧クリーンセンターとして利用されていた土地であり、本事業の実施により、陸域生態系及び海域生態系へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	陸生植物							
	淡水生物							
	陸域生態系							
海域生態系	海域生物							
	海域生態系							
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場			○		○		○廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。
景観	自然景観							▲事業計画地周辺には、考慮すべき自然景観、歴史的・文化的景観は存在しない。 ○施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
	歴史的・文化的景観							
	都市景観	○						
文化財	有形文化財等							▲事業計画地は埋立地であり、本事業の実施により、有形文化財、埋蔵文化財等へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	埋蔵文化財							
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○			○施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去や施設の建設工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられる。
	産業廃棄物		○		○			
	発生土				○			
地球環境	温室効果ガス		○	○	○	○		○施設の供用及び工事の実施に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。 ▲本事業の実施による、オゾン層破壊物質(フロン等)の搬出入はなく、また設備機器にも含まれない。
	オゾン層破壊物質							
気候変動 適応等	洪水・内水氾濫							○高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。 ▲事業計画地は、洪水・内水氾濫、土砂災害による影響を受けることはない。 ▲本事業の実施により、事業計画地周辺における暑熱の状況に影響を及ぼすことはないと考えられる。
	高潮・高波		○					
	土砂災害							
	暑熱							
	地震		○					
	津波		○					

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

第6章 調査・予測及び評価の手法

6-1 現況調査

事業計画地周辺の環境の現況の把握及び予測に必要な資料を得るため、5-2で抽出した環境影響評価の項目を対象として、既存資料調査及び現地調査を実施する。

調査の内容は、表6-1(1)～(6)に示すとおりである。

表6-1(1) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
大気質						
既存資料調査	大気汚染物質の濃度及び気象の状況	事業計画地周辺の一般環境局(岸和田中央公園局、泉大津市役所局等)及び自動車排ガス測定局(天の川下水ポンプ場)	過去 5 年程度	・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)」(大阪府)	事業計画地周辺における環境濃度を把握するため、既存の公設測定局のデータ収集を行う。	
現地調査	気象					
	地上気象	・風向・風速 ・気温、湿度 ・日射量 ・放射収支量	事業計画地内 (図 6-1 (1) 参照)	通年観測(1 時間値)	「地上気象観測指針」(気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル」(環境省)に基づく測定方法※	大気質の現況把握及び影響予測を行う上で必要なデータを得るため、事業計画地内にて地上気象データを取得する。
	上層気象	・風向・風速 ・気温、湿度	事業計画地周辺 2 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(7 日間/季)	「高層気象観測指針」(気象庁)に基づく測定方法	大気質の影響予測(高濃度出現条件)に必要なデータを得るため、臨海側と内陸側の 2 箇所にて上層気象データを取得する。

※地上気象の現地調査のうち、風向・風速の観測は、事業計画地内の既存施設煙突頭頂部(地上55m)で通年観測を行う。

表 6-1 (2) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
大気質				
現 地 調 査	大気汚染物質(一般環境大気質)			
	二酸化硫黄	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(2 週間/季、1 時間値)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠し、JIS B 7954「β線吸収法」により連続測定する方法 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に基づく測定方法に準拠
	浮遊粒子状物質	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)		
	窒素酸化物 (NO、NO ₂)	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)		
	ダイオキシン類	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(2 週間/季、1 週間値)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠 「大気汚染物質測定法指針」(環境庁)に準拠 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境庁)に準拠
	塩化水素	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)		
	水銀	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)		
	自動車交通量	事業計画地周辺 2 地点 (図 6-1 (1) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)	・車種別・方向別交通量を数取器(カウンター)による計測 ・道路構造(車線数、幅員、傾斜等)の把握 大気質の影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、上記 3 地点に加えて事業計画地が位置する忠岡町に隣接する泉大津市及び岸和田市の大気環境を代表する地点として泉大津市役所局及び岸和田中央公園局の計 5 地点を選定して実施する。

表 6-1 (3) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
騒音					
既存資料調査	騒音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市)	環境騒音、道路交通騒音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	騒音レベル (L_{A5})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、農林水産省、通産省、運輸省告示第 1 号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8731 により測定	事業計画地における騒音の現況を把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
現地調査	道路交通騒音 レベル (L_{Aeq})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)		廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける騒音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (4) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
振動					
既存資料調査	・振動の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等	事業計画地周辺	最新の年度	・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) ・「都市計画図」(泉大津市)	一般環境中の振動、道路交通振動の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	振動レベル (L_{10})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)及び「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8735 により測定	事業計画地における振動の現況を把握するため、調査を行う。平日と休日の振動レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
	道路交通振動レベル (L_{10})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)		廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける振動の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
低周波音					
既存資料調査	低周波音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)	低周波音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	低周波音圧レベル (L_{Geq} 、 L_{eq})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁)に準拠	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける低周波音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の低周波音圧レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (5) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
悪臭					
既存資料調査	悪臭の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	悪臭の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	・事業計画地敷地境界 2 地点 ・類似施設 2 点 (図 6-1 (3) 参照)	夏季(1 回/日)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環告第 9 号)及び「臭気指数の算定の方法」(平成 7 年環告第 63 号)に準拠	悪臭の現況を把握するため、事業計画地敷地境界 2 地点(風上・風下)で調査を行う。 また、影響予測のため、類似施設 2 施設において調査を行う。
土壌汚染					
既存資料調査	土壌の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	土壌の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	土壌調査の状況	事業計画地	旧クリーンセンター停止後に忠岡町が行った土壌調査の結果を入手する。		忠岡町が実施した事業計画地における土壌調査の結果を用いて、施設の建設工事の実施による土壌汚染への影響予測の資料とする。
人と自然との触れ合いの活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	事業計画地周辺	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料の収集を行う。
現地調査	活動の場の利用状況	事業計画地周辺及び運搬経路周辺 (図 6-1 (4) 参照)	秋季の平日・休日各 1 日(昼間)	現地踏査による、活動の場の利用人数のカウント及び聞き取り調査	活動の場の利用状況(利用人数や利用形態)を把握するため、利用者が多いと考えられる秋季に行う。 また、交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (6) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
景観					
既存資料調査	景観の状況	事業計画地周辺の主要な眺望地点	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の眺望地点の状況を把握するため既存資料の収集を行う。
現地調査	都市景観	事業計画地周辺概ね3km以内(10地点程度) (図6-1(4)参照)	落葉期・繁茂期各1日	写真撮影	視覚的に施設完成後の変化の把握をするため近景・中景の代表的な眺望地点の中から調査を行い、予測地点を選定する。
廃棄物、発生土					
既存資料調査	事業計画地周辺における廃棄物の状況	事業計画地周辺	最新の年度	大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(大阪府)等	事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料の収集を行う。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス削減への取り組み等	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料の収集を行う。
気候変動適応等					
既存資料調査	高潮・高波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府高潮浸水想定区域図」(大阪府)及び「忠岡町高潮ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における高潮・高波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	大規模地震による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町地震ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における大規模地震による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	津波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町津波ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における津波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。



図 6-1 (1) 調査位置(大気質、気象、自動車交通量)

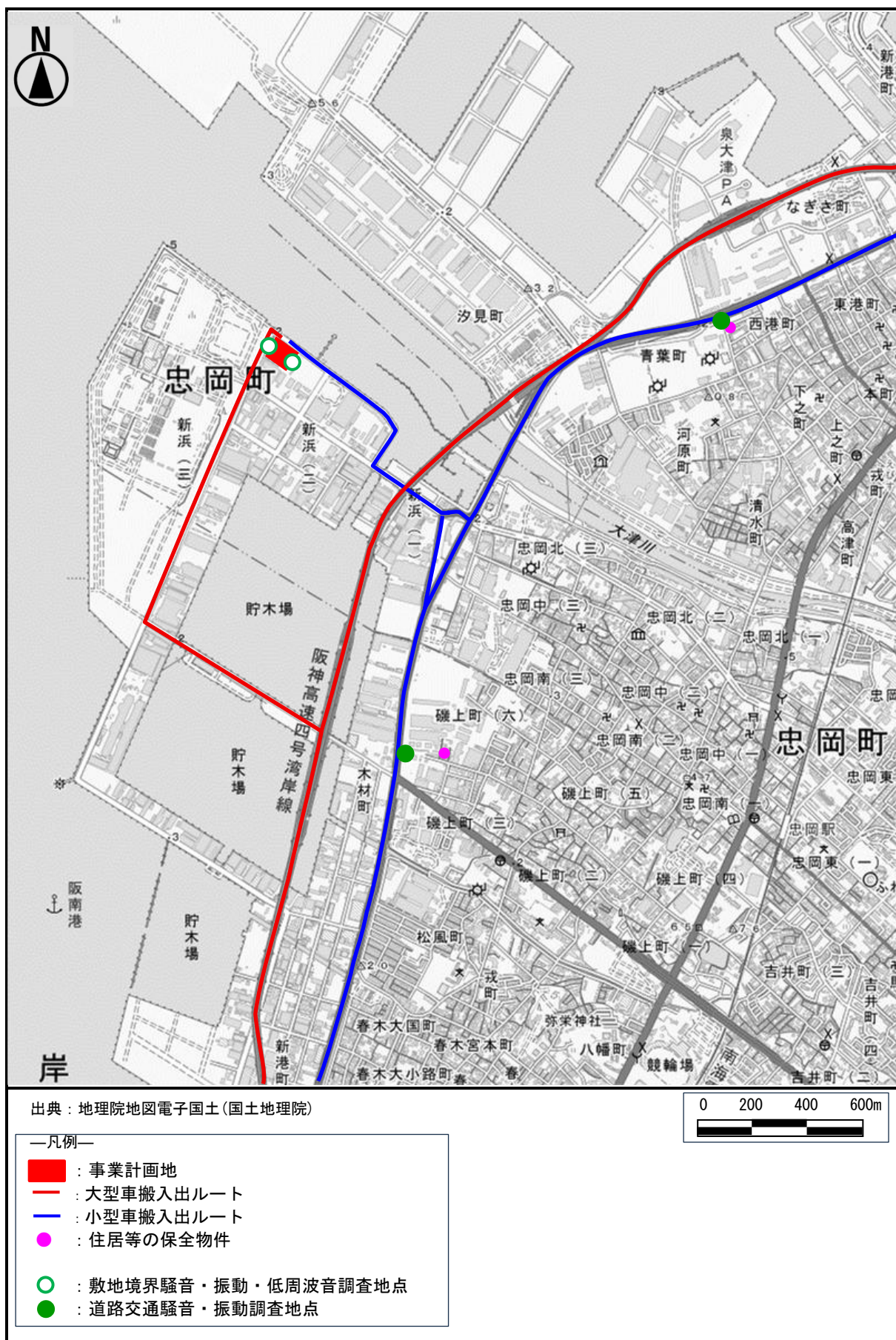


図 6-1 (2) 調査位置(騒音・振動・低周波音)

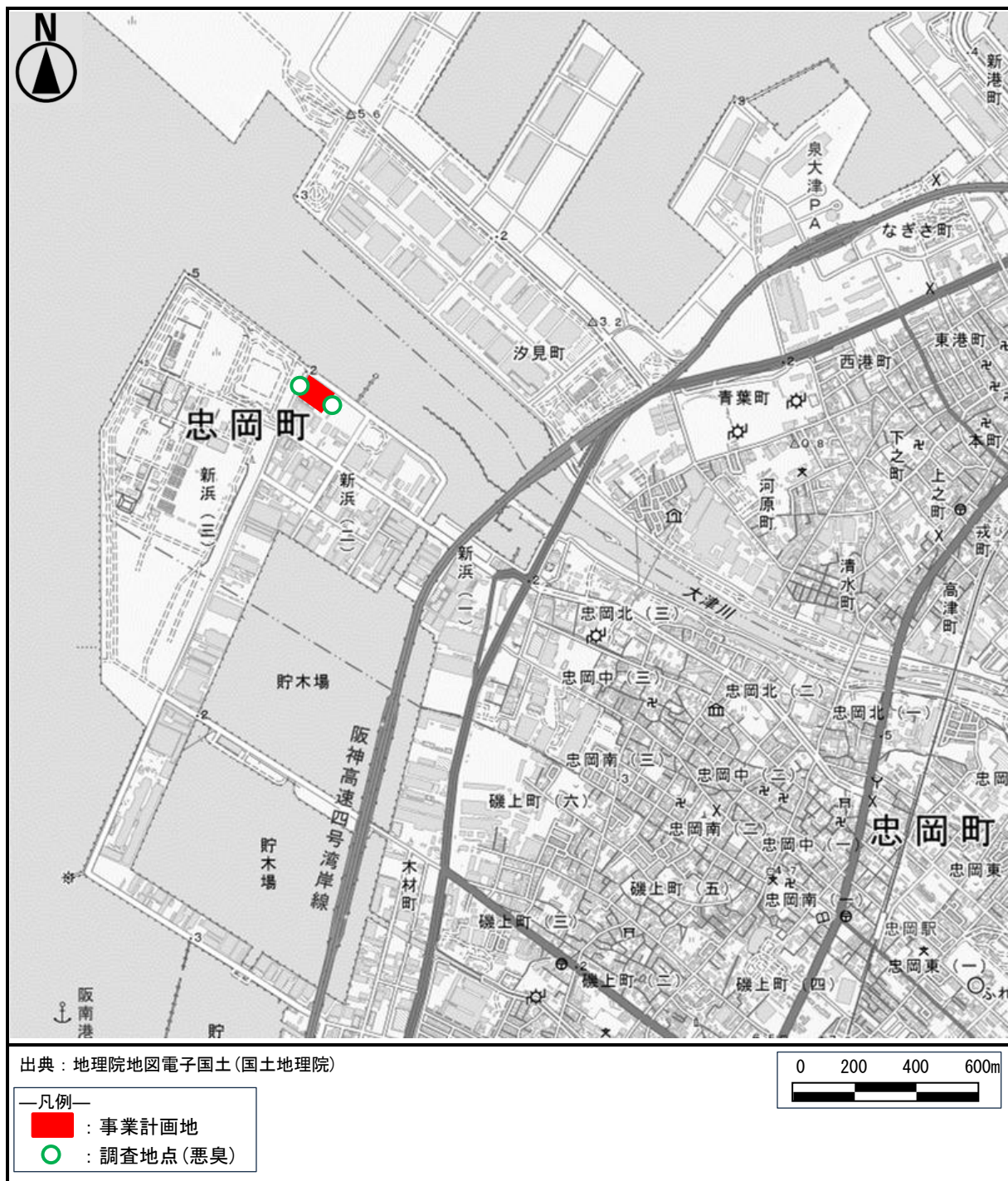


図6-1(3) 調査位置(悪臭)

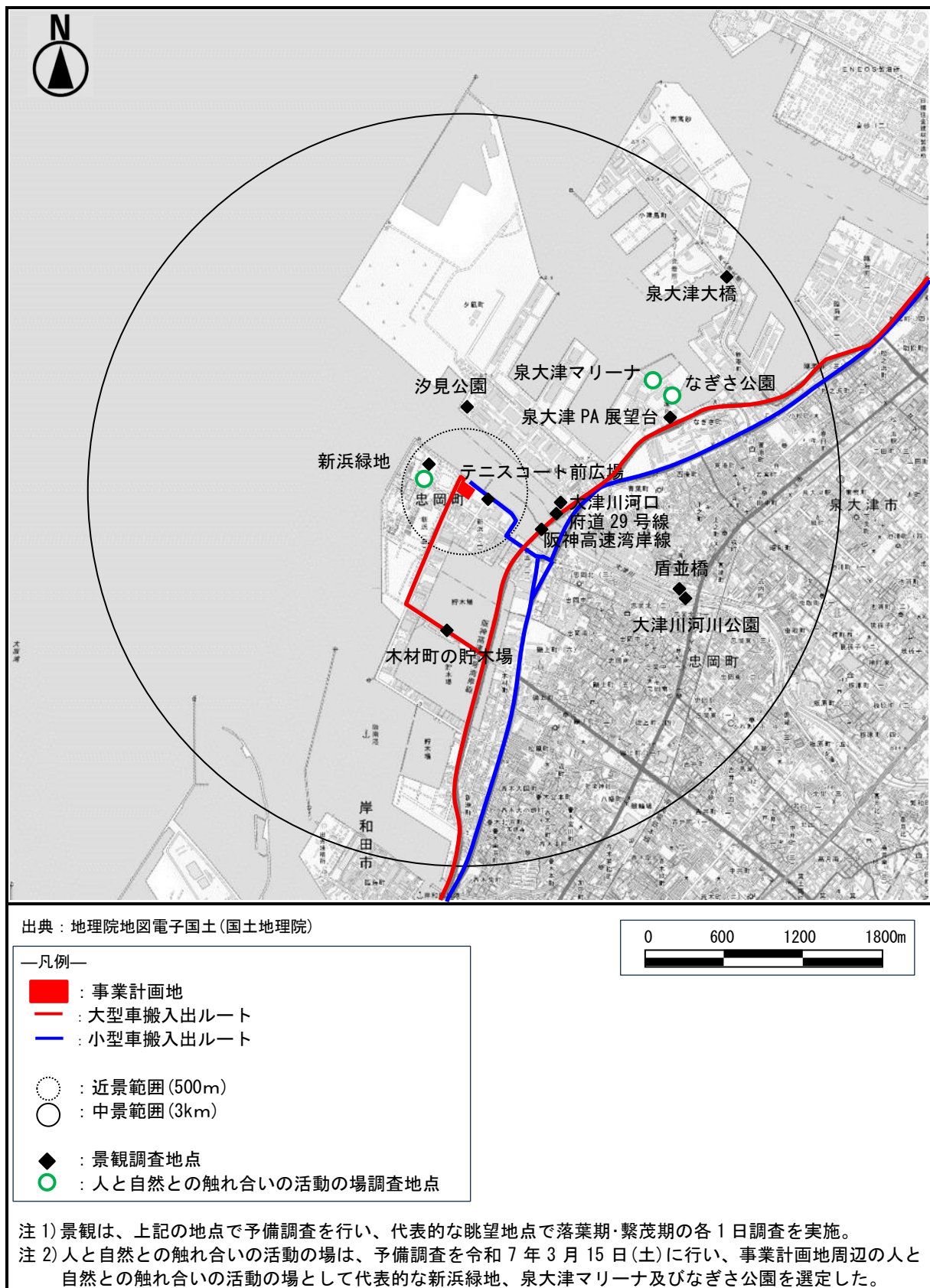


図 6-1 (4) 調査位置(人と自然との触れ合いの活動の場、景観)

6-2 影響予測

本事業の実施に伴う環境影響の予測の手法は、施設の存在・供用時は表 6-2 (1)～(2)、工事の実施時は表 6-3 (1)～(2)に示すとおりである。

表 6-2 (1) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目		予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
大気質						
煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1 時間濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成 12 年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	煙突排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺(事業計画地より半径 3km の範囲)	事業活動が定常状態となる時期
	水銀、ダイオキシン類	年平均濃度				
施設の稼働に伴う粉じん		施設からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	事業計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	事業活動が定常状態となる時期
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 25 年 3 月)に基づく予測式による数値計算	車両排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道 2 地点(図 6-1 (2) 道路交通騒音・振動調査地点参照)	事業活動が定常状態となる時期
騒音						
施設の稼働に伴う騒音		騒音レベル(L_{A5})	「環境アセスメントの技術」(平成 11 年、(社)環境情報科学センター)に示された建物内での騒音伝搬理論計算式、屋外での騒音伝搬理論計算式による数値計算	施設騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音		等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-MoDel 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道 2 地点(図 6-1 (2) 参照)	事業活動が定常状態となる時期
振動						
施設の稼働に伴う振動		振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動		振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道 2 地点(図 6-1 (2) 参照)	事業活動が定常状態となる時期

表 6-2 (2) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音圧レベル	低周波音圧レベル(L_{geq} および L_{eq})	低周波音の伝搬理論計算式	工場低周波音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	事業計画に加えて、事業計画地敷地境界 2 地点および類似施設 2 点での現地調査結果による定性的予測	現状調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期
煙突からの悪臭物質の排出	特定悪臭物質及び臭気指数	「悪臭防止法施行規則」に準拠した式による計算	悪臭の予測に広く用いられている手法を採用する。		
人と自然との触れ合いの活動の場					
廃棄物運搬車両等の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺 (図 6-1 (4) 参照)	事業活動が定常状態となる時期
景観					
施設の存在に伴う都市景観	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュによる定性的予測	視覚的にその変化を把握しやすい手法とする。	事業計画地周辺	施設の完成時
廃棄物・発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	既存類似例等を参考に、原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
地球環境					
施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期
気候変動適応等					
高潮・高波、地震又は津波に起因する化学物質の漏洩	発生リスクの程度	事業計画により予測する方法	事業計画を踏まえた定性的な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期

表 6-3 (1) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目		予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
大気質						
既存施設解体工事	粉じん(ダイオキシン類)	解体工事からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	工事計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	旧クリーンセンターの焼却炉を撤去する時期
造成等の工事	粉じん	造成裸地からの粉じん	風向・風速の調査結果に基づき地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	造成裸地からの粉じんの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期
建設機械排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	建設機械等排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間のうち、建設機械の稼働が最大となる時期
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	車両の排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)道路交通騒音・振動調査地点参照)	工事車両の影響が最大となる時期
騒音						
建設作業騒音		騒音レベル(L_{A5})	日本音響学会提案式(ASJ CN-Model 2007)による計算	建設機械騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期
工事車両の走行に伴う道路交通騒音		等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期
振動						
建設作業振動		振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期
工事車両の走行に伴う道路交通振動		振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期

表 6-3 (2) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目		予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
土壌汚染						
土壌汚染		土壌の移動による影響	現況調査の結果及び環境保全措置の内容から影響の程度を定性的に予測	土壌の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中
人と自然との触れ合いの活動の場						
工事車両の走行による利用環境の変化		変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺 (図 6-1 (4) 参照)	工事車両の影響が最大となる時期
廃棄物・発生土						
既存施設解体工事	工事の実施に伴い発生する廃棄物・発生土	廃棄物・発生土の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	工事計画を基に廃棄物および発生土を定量的に予測	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
造成等の工事						
地球環境						
建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス		温室効果ガスの排出量	工事計画及び原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
工事車両の走行に伴い排出される温室効果ガス		温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中

6-3 評価

本事業の実施に伴う環境影響の予測結果は、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、表6-4に示す評価の指針を基に評価対象項目ごとに環境保全目標を設定する。

表6-4 評価の指針

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合すること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合すること。
土壌汚染	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
人と自然との 触れ合いの活動の場	①人と自然との触れ合いの活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
景観	①景観の形成について十分に配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
廃棄物、発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合すること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
気候変動適応等	環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がされていること。

第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可

本事業の実施に伴い、必要となる許認可は以下のとおりである。

- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第8条第1項)
- ・ 産業廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第15条第1項)
- ・ 建築基準法51条ただし書き許可(建築基準法第51条第1項)
- ・ ばい煙発生施設設置届出(大気汚染防止法第6条第1項)
- ・ 水銀排出施設設置届出(大気汚染防止法第18条の28)
- ・ 特定施設設置届出(騒音規制法第6条第1項)
 - (振動規制法第6条第1項)
 - (ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項)
 - (大気汚染防止法)
- ・ 届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項他)
- ・ 建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第6条第1項)
- ・ 危険物取扱所設置許可申請(消防法第11条)
- ・ 工事計画届出(大気汚染防止法第18条の15)
 - (大気汚染防止法第18条の17)
 - (大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7)
 - (電気事業法第18条第1項)
- ・ 労働安全衛生法